
国分寺市一般廃棄物処理基本計画

～清潔で環境に優しい循環型都市～

【平成31（2019）年度～令和10（2028）年度】

令和6年3月 改定

国 分 寺 市

はじめに

「国分寺市一般廃棄物処理基本計画（平成31年4月）」の策定より、5年が経過いたしました。

この間、本市の人口は増加しておりますが、市民と事業者と市が、それぞれの役割で協力し、ごみの減量や資源化に取り組んできた結果、ごみ・資源物量は、ほぼ横ばいで推移しており、総資源化率につきましては、令和3・4年度において、48.9%と多摩26市において1位となっております。

一方、本市の取組としては、3市による可燃ごみ共同処理の開始やペットボトル及びせん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の実施、ゼロカーボンシティの表明など、平成31年4月における計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動がありました。また、海洋プラスチック問題・温室効果ガスの増加に伴う気候変動問題など、地球環境で深刻化してきている中で、国における「食品ロスの削減の推進に関する法律」「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、社会情勢の変化を踏まえ、今後、更に本計画を効果的に運用していくため、中間年次における改定を行いました。

改定後の5年間におきましても、住環境や自然環境が守られ、住み良い国分寺であるため「清潔で環境に優しい循環型都市」を目指し、更なるごみの減量・資源化に向け、市民や事業者とともに全力で取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定に当たり、市民の皆様をはじめ、関係団体、事業者などの方々より様々な角度から貴重な御意見をいただきました。御協力くださいました皆様に心から感謝を申し上げます。



令和6年3月

国分寺市長 井澤邦夫

目 次

序章 計画策定にあたって.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	3
4. 計画の前提条件.....	4
(1) 人口動態と将来人口.....	4
第1部 ごみ・資源物処理計画.....	5
第1章 ごみ・資源物処理の現状.....	6
1. ごみ・資源物処理の現状と性状.....	6
(1) 本計画の対象となるごみ・資源物.....	6
(2) 家庭系ごみ.....	6
(3) 事業系ごみ.....	7
(4) 処理手数料.....	7
(5) ごみ・資源物処理フロー.....	8
(6) ごみの組成分析調査.....	9
(7) ごみ処理原価.....	13
2. 本計画の目標達成状況・見込み.....	14
(1) ごみ・資源物量削減の目標達成状況.....	14
(2) 処理後のリサイクル率の目標達成状況.....	16
(3) 焼却量の目標達成状況.....	18
(4) 埋立処分量の目標達成状況.....	18
第2章 ごみ・資源物処理計画.....	19
1. 目指す姿.....	19
2. ごみ・資源物処理の基本方針.....	19
3. ごみ・資源物処理の目標値.....	21
(1) ごみ・資源物総排出量の目標.....	21
(2) 処理後のリサイクル率の目標.....	26
(3) 焼却量の目標.....	27
(4) 埋立処分量の目標.....	27
4. ごみ・資源物処理計画の体系.....	28
5. ごみ減量・資源化計画.....	29
(1) 市民・事業者に対する発生抑制に関する啓発活動の実施.....	29
(2) もやせるごみの減量に向けた取組.....	31

(3) 食品ロス削減に向けた対策の実施	31
(4) 3市ごみ減量推進市民会議によるもやせるごみの減量推進	31
(5) 市民・事業者に対するごみの分別や拠点収集事業、有価物地域回収事業等の周知・啓発活動の実施	31
(6) リユースの推進	32
(7) プラスチックの減量と資源化の推進	32
(8) リサイクル推進協力店の拡大・拡充	32
(9) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発	33
(10) 事業系ごみの排出抑制	33
(11) 事業系ごみを対象とした組成分析調査の実施	33
(12) 事業系ごみ処理手数料の見直し	33
(13) 環境負荷の少ない製品の優先購入	33
6. 収集・運搬計画	33
(1) ペットボトルの戸別収集の継続	33
(2) せん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の継続	34
(3) 環境に配慮した安定的かつ効率的な収集運搬の実施	34
(4) 資源プラスチック一括収集及び有料化の実施（予定）	34
7. 中間処理計画	34
(1) 現在の清掃センターの安定稼働に向けた計画的な点検保守の実施	34
(2) 事業者から排出されるごみの適正処理の推進	34
(3) （仮称）リサイクルセンターの整備	34
(4) 次期中間処理施設整備の検討	35
8. 最終処分計画	35
(1) 焼却灰のエコセメント化による再資源化の継続	35
(2) 不燃物の再資源化による埋立ゼロの継続	35
(3) ペットボトルの水平リサイクルの継続	36
9. その他の処理計画	36
(1) 災害廃棄物処理体制の強化	36
(2) 不法投棄対策の継続	36
第2部 生活排水処理計画	37
第1章 生活排水処理の現状と課題	38
1. 生活排水処理体系	38
(1) 生活排水処理フロー	38
(2) し尿希釈施設（旧し尿中継槽）等の概要	38
(3) 下水道計画の概要	38
2. し尿・浄化槽汚泥処理の実績	39

(1) 生活排水処理形態別人口の推移	39
(2) し尿・浄化槽汚泥収集量の推移	40
(3) し尿・浄化槽汚泥処理原価	41
3. 本市の抱える生活排水処理の課題	41
第2章 生活排水処理計画	42
1. 生活排水処理の基本方針	42
2. し尿・浄化槽汚泥処理の目標	42
3. し尿・浄化槽汚泥処理計画	42
(1) 収集・運搬計画	42
(2) 中間処理計画	42

序章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

国分寺市（以下「本市」という。）では、平成 22(2010)年度から平成 30(2018)年度までを計画期間とする「国分寺市一般廃棄物処理基本計画（平成 22(2010)年 4 月）」（以下「前計画」という。）を策定し、その具現化、目標達成に向け「ごみ減量化・資源化行動実施計画（アクションプラン）」（以下「アクションプラン」という。）において市民・事業者・行政の行動指針や具体的な諸施策を定め、ごみの発生抑制、リユース・リサイクルを推進してきました。

この間、家庭廃棄物（もやせるごみ、もやせないごみ）処理手数料有料化（平成 25(2013)年 6 月）（以下「家庭系ごみの有料化」という。）による家庭廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）の減量や資源物の拠点回収の拡充等によるリサイクル率の向上に取り組むとともに、新たな可燃ごみの共同処理体制の移行に向け、日野市及び小金井市と新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書（平成 26(2014)年 1 月）」を締結しました。

また、平成 30(2018)年 7 月には、3 市ごみ減量推進市民会議[※]を設置し、3 市の市民に情報を発信し、理解浸透を図り、及び可燃ごみ量の更なる削減を推進するための環境に配慮した取組を協議・検討しています。

令和 2(2020)年 4 月からは浅川清流環境組合において、3 市による可燃ごみの共同処理を開始しましたが、可燃ごみ処理施設周辺の環境負荷軽減のためにも、ごみ量の削減は緊急の課題です。また、可燃ごみ処理施設への搬出量を減らすことは、二ツ塚処分場（日の出町）の延命化及びエコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用にもつながります。

平成 31(2019)年 4 月に策定した「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）の計画期間内には、もやせるごみ以外のごみ及び資源物の処理を行う（仮称）リサイクルセンターの施設整備に向け、現清掃センターの解体とその跡地での整備を予定しています。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の暮らしや事業活動への影響が生じたほか、近年の食品ロスの削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、本市の廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変わっています。

こうした今後のごみ・資源物処理環境の変化に対応していくため、本計画の中間結果や本市の抱える課題を分析し、長期的視野に立ち、本計画を改定することで、更なるごみの減量と資源化を進めます。

諸条件の主な変更

- ・もやせるごみの共同処理（浅川清流環境組合）の開始（令和 2 年 4 月）
- ・事業系ごみ処理手数料（35 円→42 円）改定（令和 2 年 4 月）
- ・ペットボトル戸別収集実施（令和 2 年 7 月 1 日）
- ・せん定枝・落ち葉・下草戸別収集実施（令和 3 年 4 月 1 日）
- ・国分寺市災害廃棄物処理計画策定（令和 3 年 12 月）
- ・清掃センターへの自己搬入休止（令和 5 年 4 月から令和 14 年 3 月まで（予定））
- ・こくぶんじ育ち（トイレトペーパー）製造中止（令和 4 年度で終了）
- ・し尿処理について湖南衛生組合へ加入（令和 5 年 4 月 1 日）
- ・資源プラスチック一括収集①及び有料化②（①令和 6 年 4 月、②令和 6 年 6 月）

[※]3 市ごみ減量推進市民会議については、31 ページ(4)に詳細を記載しています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、本計画は、国分寺市総合ビジョンをはじめ、国や東京都の計画、本市の他の関連計画との整合を図り策定しています。

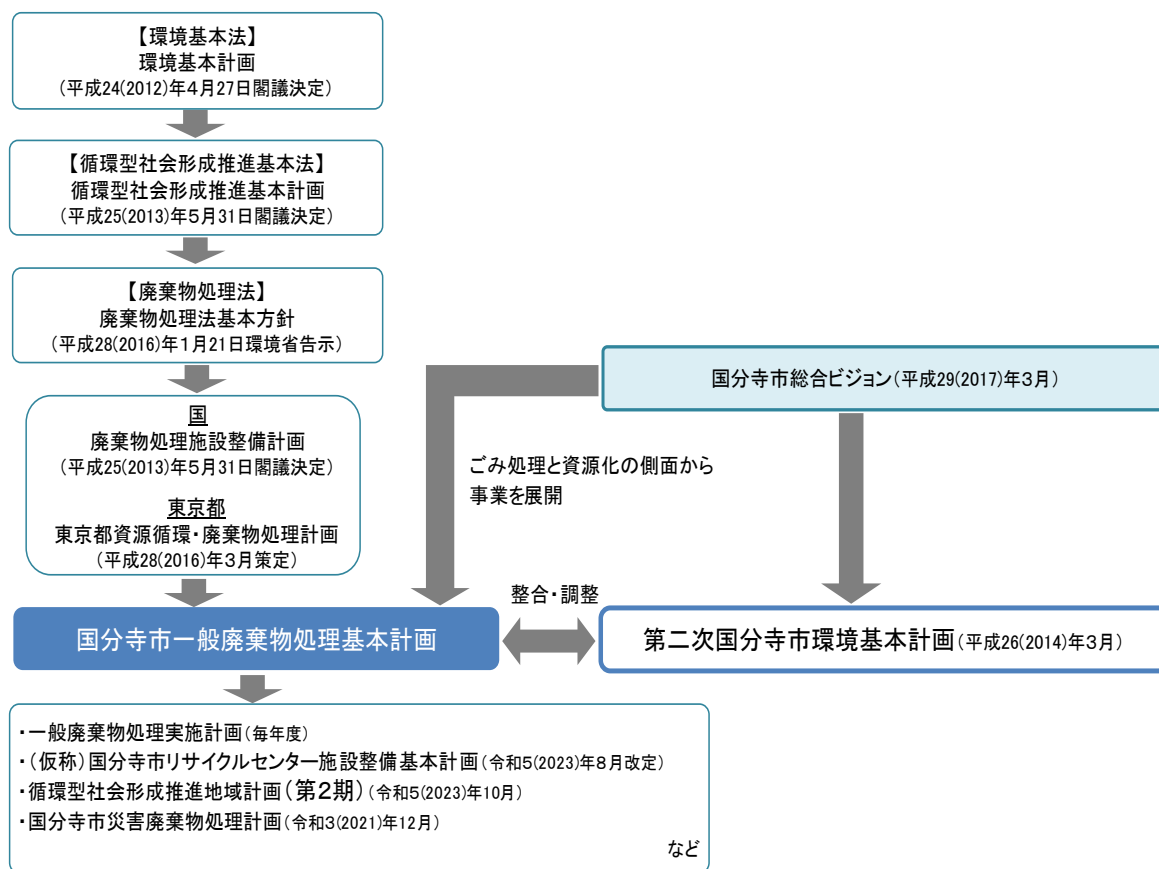


図1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31(2019)年度を初年度とする 10 年間とし、計画目標年度は令和 10(2028)年度とします。また、計画を効果的に運用していくために、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うこととします。

今回、本計画策定から 5 年が経過し、計画策定の前提となっている諸条件の大きな変動や、策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、令和 6 年(2024)度から令和 10(2028)年度までの見直しを行うこととします。

計画期間を図 1-2 に示します。

	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)		
一般廃棄物処理基本計画	←					→					10年間	目標年度
一般廃棄物処理実施計画	←→										単年度	
国分寺市総合ビジョン	←					→					平成29(2017)年度～令和6(2024)年度	

図 1-2 計画期間

4. 計画の前提条件

(1) 人口動態と将来人口

本市の人口は、令和3(2021)年度で127,715人であり、平成29(2017)年度と比較して6,146人増加しています。

また、将来人口は、短期的には大規模開発等により、増加が見込まれますが、長期的には減少する推計結果となっています。

人口・世帯数の実績を表1-1、将来人口を表1-2、人口の推移を図1-3にそれぞれ示します。

表1-1 人口・世帯数の実績

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
人口(人)	121,569	123,489	124,962	126,432	127,715
増加人口	1,066	1,920	1,473	1,470	1,283
世帯数(世帯)	58,783	60,060	61,140	62,143	63,036

資料:住民基本台帳(各年度10月1日時点)

表1-2 将来人口

項目	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
将来人口	128,011	128,691	129,153	129,577	129,973	130,318	130,630

資料:将来人口については、「国分寺市人口ビジョン(第3版)」(令和5年12月)で推計した人口(各年4月1日)を採用しています。

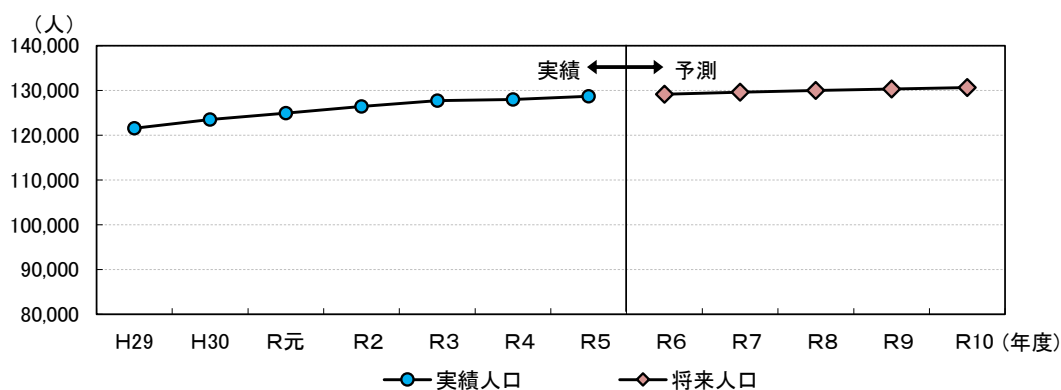


図1-3 人口の推移

第1部 ごみ・資源物処理計画



分別クイズ 廃棄物減量等推進委員会

第1章 ごみ・資源物処理の現状

1. ごみ・資源物処理の現状と性状

(1) 本計画の対象となるごみ・資源物

本市が処理するごみ・資源物は、一般家庭の日常生活に伴って排出される家庭系ごみと事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）です。

(2) 家庭系ごみ

ごみ・資源物の収集体制等は表2-1-1のとおりであり、委託又は直営により収集を行っています。平成25(2013)年6月から可燃ごみ（以下「もやせるごみ」という。）、不燃ごみ（以下「もやせないごみ」という。）を有料化しました。

その後、拠点収集していたペットボトルを令和2（2020）年7月から、申込みにより戸別収集していたせん定枝・落ち葉・下草を令和3（2021）年4月から戸別収集に変更しました。

表2-1-1 収集体制等

ごみの種類		収集体制(方法)	収集頻度
もやせるごみ		委託(戸別収集)	週2回
もやせないごみ		委託(戸別収集)	隔週
粗大ごみ		委託(申込みによる戸別収集)	随時
有害ごみ		委託(戸別収集)	4週に1回
動物死体		直営(申込みによる戸別収集)	随時
資源物	紙類	委託(戸別収集)	隔週
	衣類・布類	委託(戸別収集)	隔週
	ビン	委託(戸別収集)	隔週
	カン	委託(戸別収集)	隔週
	ペットボトル	委託(戸別収集)	隔週
	資源プラスチック	委託(戸別収集)	週1回
	せん定枝・落ち葉・下草	委託(戸別収集)	隔週
	たい肥化生ごみ	委託(登録制拠点収集)	週2回
	陶磁器	直営(拠点収集)	随時
	小型家電	直営(拠点収集)	随時
	金物類	直営(拠点収集)	随時
	靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみ	直営(拠点収集)	随時
	廃食用油	直営(拠点収集)	随時

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、少量排出事業者と多量排出事業者に区分し、表2-1-2のとおり取り扱っています。

表2-1-2 事業系ごみの取扱い

排出量		少量排出事業者		多量排出事業者	
		1日10kg未満		1日10kg以上	
方法		市が収集	自己搬入 [※]	許可業者が収集	
ごみの種類	もやせるごみ	○	○	○	
	もやせないごみ	○	—	—	
	有害ごみ	○	—	—	
	紙類	○	—	—	
	ビン・カン	○	—	—	
	ペットボトル	○	—	—	
	資源プラスチック	○	—	—	

※令和5(2023)年4月1日から令和14(2032)年3月31日(予定)まで(仮称)リサイクルセンター施設整備に伴い自己搬入は休止しています。

(4) 処理手数料

処理手数料は、表2-1-3のとおりです。なお、清掃センターへの自己搬入は、(仮称)リサイクルセンター施設整備に伴い、令和5(2023)年4月1日から令和14(2031)年3月31日(予定)まで休止しています。

表2-1-3 手数料一覧

区分		手数料		
		市が収集・運搬する場合		自ら搬入 ^{※2} する場合
家庭系ごみ	もやせるごみ もやせないごみ	ミニ袋(3ℓ) ^{※1} 1袋につき5円 S袋(5ℓ) 1袋につき10円 M袋(10ℓ) 1袋につき20円	L袋(20ℓ) 1袋につき40円 LL袋(40ℓ) 1袋につき80円	1キログラムにつき20円
	粗大ごみ	1キログラムにつき40円を基準とし、形状、重量、処理方法等を勘案して品目ごとに規則に定める額。ただし、品目ごとの手数料の上限は5,000円とする。		
事業系ごみ(持込)		指定袋方式 大袋(40ℓ) 1袋につき300円 小袋(20ℓ) 1袋につき150円		1キログラムにつき42円
		1キログラムにつき62円 ^{※1}		
動物の死体		1体につき3,000円		

※1もやせるごみのみ

※2令和5(2023)年4月1日から令和14(2032)年3月31日(予定)まで(仮称)リサイクルセンター施設整備に伴い自己搬入は休止しています。

(5) ごみ・資源物処理フロー

本市では、主に清掃センターにおいて中間処理を行っています。

近年では、給食残さのたい肥化を実施する市立小学校及び公設保育園の拡大、陶磁器・小型家電・金物類・生ごみの拠点収集、清掃センター（令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間（予定）、ともしび工房に変更）を拠点としたぬいぐるみ・かばん・靴・ベルト・廃食用油の回収等の取組を行いました。

ごみ・資源物処理フローを図2-1-1に示します。

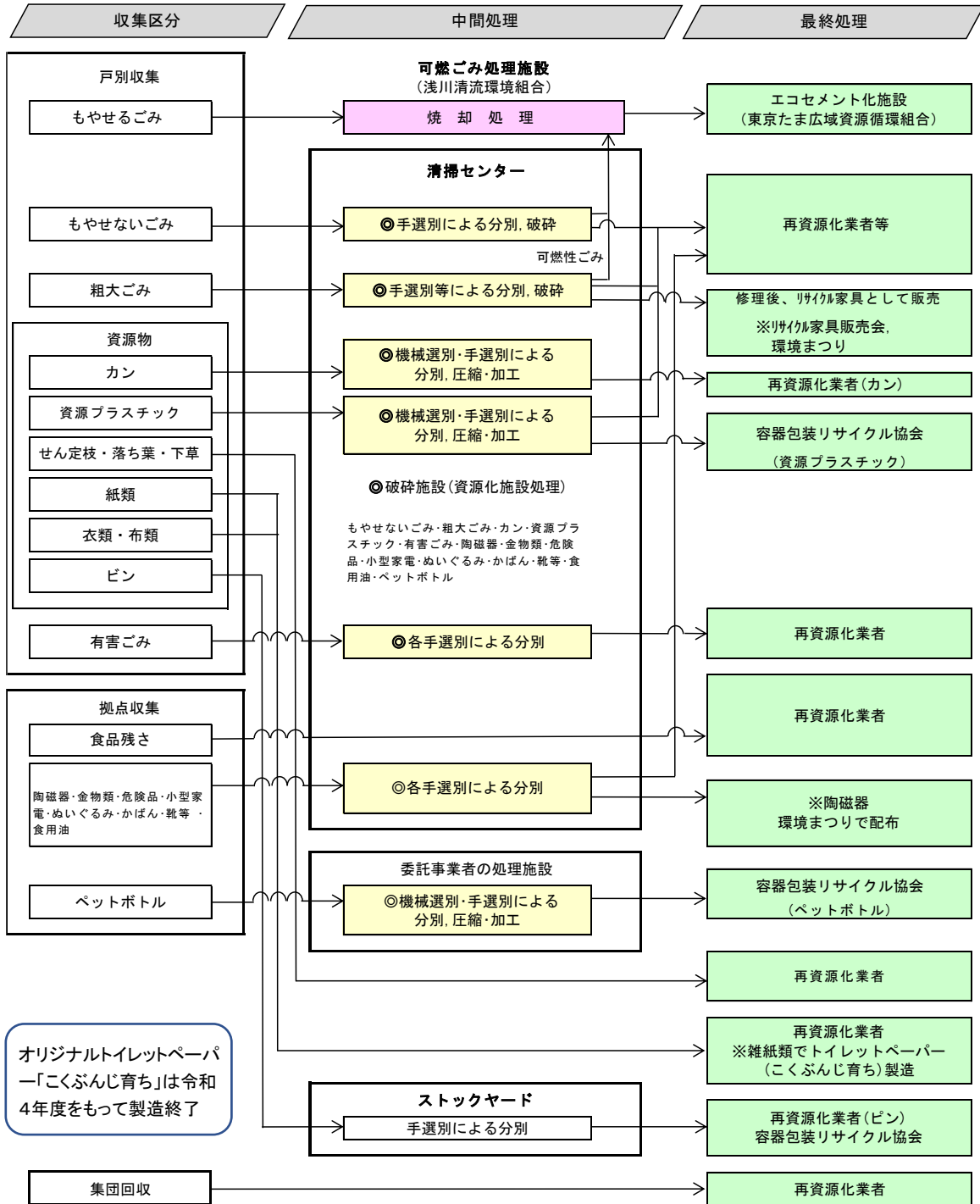


図2-1-1 ごみ・資源物処理フロー（令和3（2021）年4月現在）

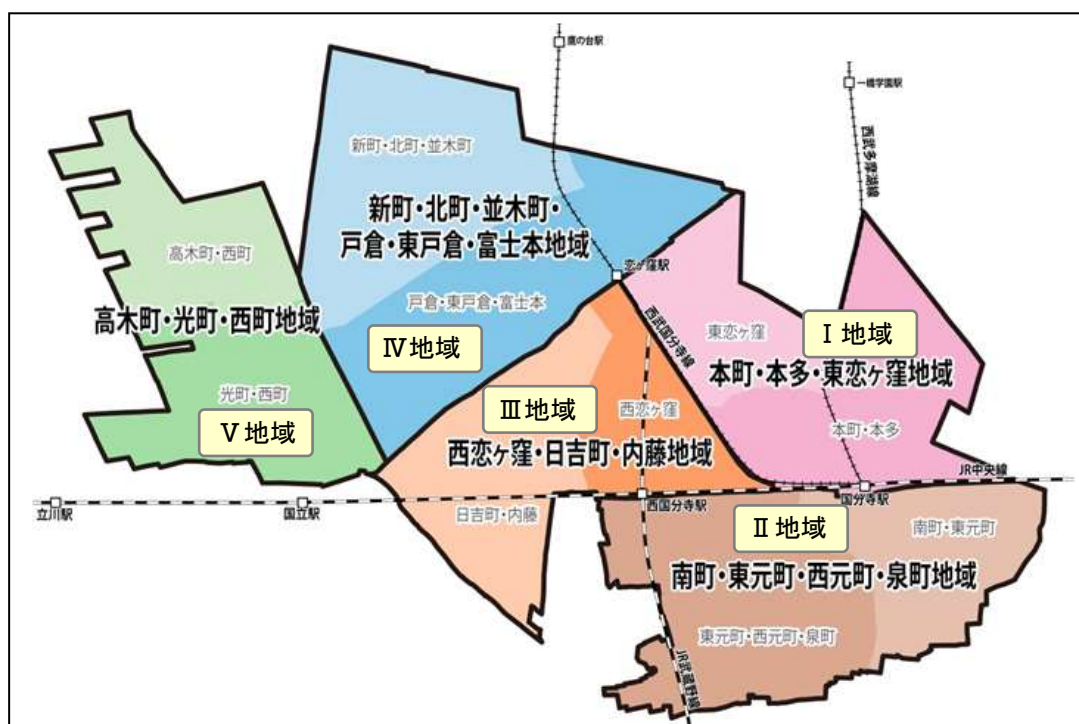
(6) ごみの組成分析調査

ごみ組成分析調査とは、市民が排出したごみを収集車両よりサンプリングし、分類したごみがどのような組成であるかを分析・調査するもので、ごみの減量・資源化を推進していくための重要な指標となります。

本市で実施した過去のごみ組成分析調査において、組成の変化が最も少ないのは、気候が安定し、変化の原因となる行事等の比較的少ない秋季であったため、今回のごみ組成分析調査についても秋季（令和4（2022）年10月）に実施しました。

調査対象は、家庭系の①もやせるごみ、②もやせないごみ、③資源プラスチック類とし、調査地域は「国分寺市都市計画マスタープラン（平成28（2016）年2月）」で分類されている以下の5地域を設定しました。

- ・ I 地域：本町・本多・東恋ヶ窪
- ・ II 地域：南町・東元町・西元町・泉町
- ・ III 地域：西恋ヶ窪・日吉町・内藤
- ・ IV 地域：新町・北町・並木町・戸倉・東戸倉・富士本
- ・ V 地域：高木町・光町・西町



資料：国分寺市都市計画マスタープラン（平成28（2016）年2月）

① もやせるごみ

調査区域全体では、厨芥（ちゅうかい）類が約52%、紙類が約30%であり、これらで全体の約82%を占めています。中でも、紙類については、リサイクル可能な紙類が全体で約6%含まれており、ご家庭からの排出時には、より多くのリサイクル可能な紙類が含まれている可能性もあるため、更なる分別の啓発が必要と考えられます。また、未利用の食品が全体で約4%含まれており、食品ロス削減に向けた取組が必要です。一方、金属やその他不燃物等の焼却不適物の混入は極めて低いことが確認できます。

もやせるごみの組成分析結果を図2-1-2に示します。

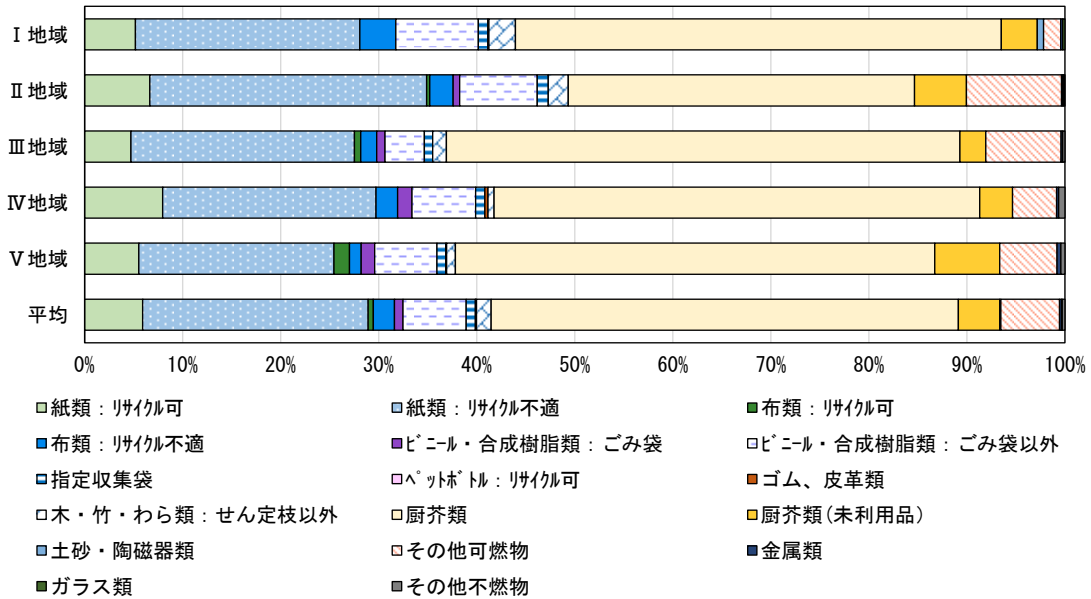


図2-1-2 もやせるごみの組成分析結果

参考①-1 もやせるごみの組成分析結果

項目			単位	家庭系：もやせるごみ					
				I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域	V 地域	平均
ごみの種類組成（湿ベース）	紙類	リサイクルが可能なもの	%	5.2	6.7	4.7	8.0	5.5	5.9
		リサイクルに適さないもの	%	22.9	28.2	22.8	21.8	19.9	23.0
	布類	リサイクルが可能なもの	%	—	0.3	0.6	—	1.6	0.5
		リサイクルに適さないもの	%	3.7	2.4	1.6	2.2	1.2	2.2
	ビニール・合成樹脂類	ごみ袋	%	—	0.7	0.9	1.5	1.4	0.9
		ごみ袋以外	%	8.4	7.9	4.0	6.5	6.3	6.4
	指定収集袋	もやせるごみ：黄色	%	1.0	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9
	ペットボトル	リサイクルが可能なもの	%	0.1	—	—	—	—	0.0
		リサイクルに適さないもの	%	—	—	—	—	—	—
	ゴム・皮革類	—	%	—	—	—	0.3	0.1	0.1
	木・竹・わら類	せん定枝	%	—	—	—	—	—	—
		せん定枝以外	%	2.7	2.0	1.4	0.6	0.9	1.5
	厨芥類	—	%	49.6	35.3	52.4	49.5	48.9	47.7
		未利用品	%	3.7	5.3	2.6	3.4	6.6	4.2
	その他可燃物	—	%	1.7	9.7	7.7	4.5	5.8	6.0
	金属類	—	%	0.2	0.1	0.2	0.2	0.4	0.2
ガラス類	—	%	0.2	0.1	—	—	—	0.1	
土砂・陶器類	—	%	0.7	—	—	—	—	0.1	
その他不燃物	—	%	0.0	0.1	0.2	0.6	0.4	0.3	

※平均は全体合計量から算出した割合を示します。

② もやせないごみ

調査区域全体では、もやせないごみとして排出される分類項目が約90%を占めています。

しかし、もやせないごみ以外として、その他の可燃物(2.5%)、布類(2.4%)などが約10%含まれていることから、更なる分別の啓発が必要と考えられます。

もやせないごみの組成分析結果を図2-1-3に示します。

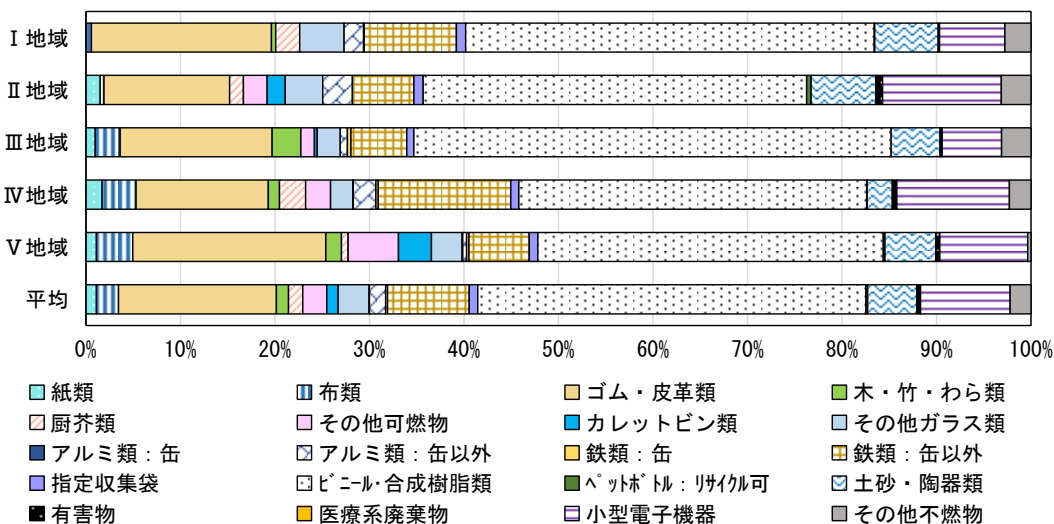


図2-1-3 もやせないごみの組成分析結果

参考①-2 もやせないごみの組成分析結果

項目	単位	家庭系：もやせないごみ					平均	
		I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域	V 地域		
紙類	%	0.1	1.5	1.0	1.7	1.1	1.1	
布類	%	0.5	0.4	2.7	3.6	3.9	2.4	
ゴム・皮革類	%	19.1	13.3	16.1	14.0	20.4	16.7	
木・竹・わら類	%	0.5	—	3.0	1.2	1.7	1.3	
厨芥類	%	2.5	1.5	—	2.8	0.7	1.5	
その他可燃物	%	—	2.5	1.4	2.7	5.3	2.5	
生ビン類	%	—	—	—	—	—	—	
カレットビン類	%	—	1.9	0.3	—	3.5	1.2	
その他ガラス類	%	4.7	4.0	2.4	2.3	3.3	3.3	
アルミ類	缶	%	—	—	0.1	0.1	0.0	
	缶以外	%	2.1	3.1	0.8	2.4	0.4	1.7
鉄類	缶	%	0.1	—	0.4	0.3	0.2	0.2
	缶以外	%	9.8	6.5	5.9	14.0	6.4	8.7
指定収集袋	%	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	
ビニール合成樹脂類	もやせないごみ：藤色	%	43.2	40.6	50.5	36.8	36.6	41.1
	ごみ袋以外	%	—	—	—	—	—	—
ペットボトル	リサイクルが可能なもの	%	0.1	0.5	—	0.1	0.2	0.2
	リサイクルに適さないもの	%	—	—	—	—	—	—
土砂・陶器類	%	6.7	6.8	5.2	2.7	5.4	5.2	
有害物	%	0.2	0.7	0.2	0.4	0.4	0.4	
医療系廃棄物	%	—	—	0.1	0.1	—	0.0	
小型電子機器	%	6.9	12.6	6.3	11.9	9.3	9.4	
その他不燃物	%	2.8	3.1	3.1	2.3	0.4	2.2	

※平均は全体合計量から算出した割合を示します。

③ 資源プラスチック類

調査区域全体では、プラスチック製容器包装類が約84%を占めています。

しかし、容器包装以外プラスチック類(11.6%)、ペットボトル類(1.8%)、紙類(1.4%)など、もやせるごみやもやせないごみ、その他の資源物などの混入が約16%見受けられることから、更なる分別の啓発が必要と考えられます。

資源プラスチック類の組成分析結果を図2-1-4に示します。

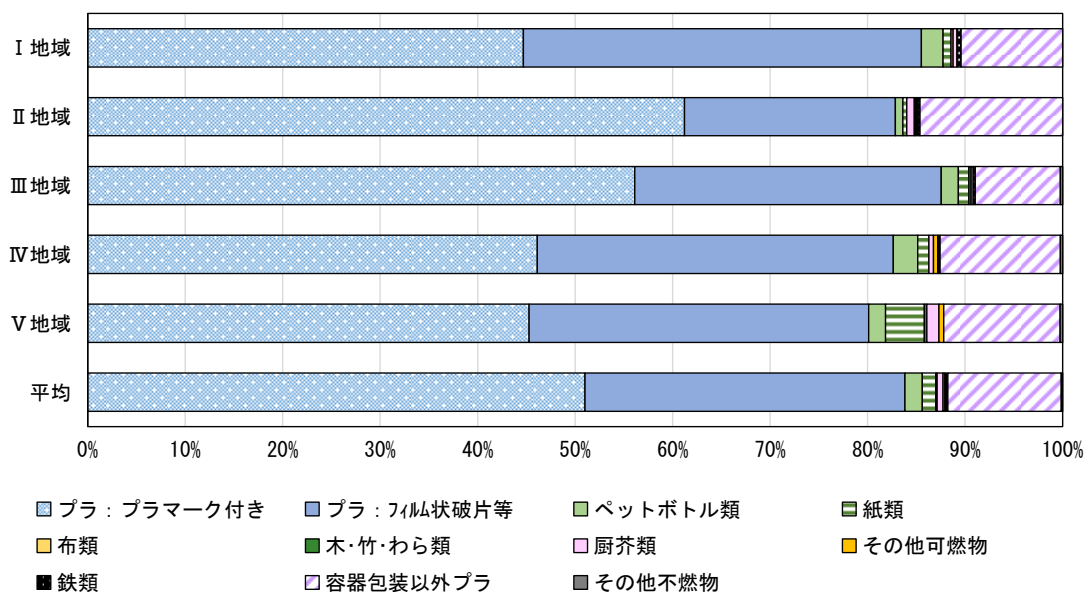


図2-1-4 資源プラスチック類の組成分析結果

参考①-3 資源プラスチック類の組成分析結果

項目	単位	家庭系：資源プラスチック類							
		I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域	V 地域	平均		
ごみの種類組成(湿ベース)	プラスチック製容器包装類	プラマーク付き	%	44.7	61.2	56.1	46.1	45.3	51.1
		フィルム(ラップ)状の破片等	%	40.8	21.6	31.4	36.5	34.8	32.8
		指定収集袋	%	-	-	-	-	-	-
	ペットボトル類	ペットボトルマーク付き	%	2.2	0.8	1.8	2.5	1.7	1.8
	陶磁器類	茶碗・置物等	%	-	-	-	-	-	-
	紙類	新聞・雑誌・ダンボール等	%	0.8	0.4	1.1	1.1	4.0	1.4
	布類	衣類・布製品等	%	0.2	-	-	-	-	0.0
	ゴム類	タイヤチューブ・長靴・スニーカー・スリッパ等	%	-	-	-	-	-	-
	革類	革靴・革財布等	%	-	-	-	-	-	-
	木・竹・わら類	串・割り箸・楊枝等	%	-	-	0.2	-	0.3	0.1
	厨芥類	食品残さ等	%	0.4	0.8	0.2	0.5	1.2	0.6
	その他可燃物	-	%	-	-	-	0.5	0.5	0.2
	ビン類	飲食用等	%	-	-	-	-	-	-
	カン類	飲食用等	%	-	-	-	-	-	-
	鉄類	針金・鉄製品等	%	0.4	0.6	0.2	0.2	-	0.3
	土砂類	土・砂等	%	-	-	-	-	-	-
容器包装以外プラスチック類	バッグ・ハンカチ等日用雑貨・玩具・DVD等	%	10.4	14.6	8.7	12.3	11.9	11.6	
医療系廃棄物	注射器・医療用ビニール容器・チューブ等	%	-	-	-	-	-	-	
危険物	ライター・ガスボンベ・スプレー缶・乾電池・刃物等	%	-	-	-	-	-	-	
その他不燃物	-	%	-	-	0.2	0.2	0.3	0.1	

※平均は全体合計量から算出した割合を示します。

(7) ごみ処理原価

ごみ処理に関する経費は、令和3(2021)年度は26億7,024万円となりました。

1t当たり経費、1人当たり経費は、平成30(2018)年度が高く、令和2(2020)年度には大きく減少しました。令和3(2021)年度は、1t当たり経費は微増となっており、1人当たり経費は減少傾向が続いています。

ごみ処理原価の推移を図2-1-5に示します。

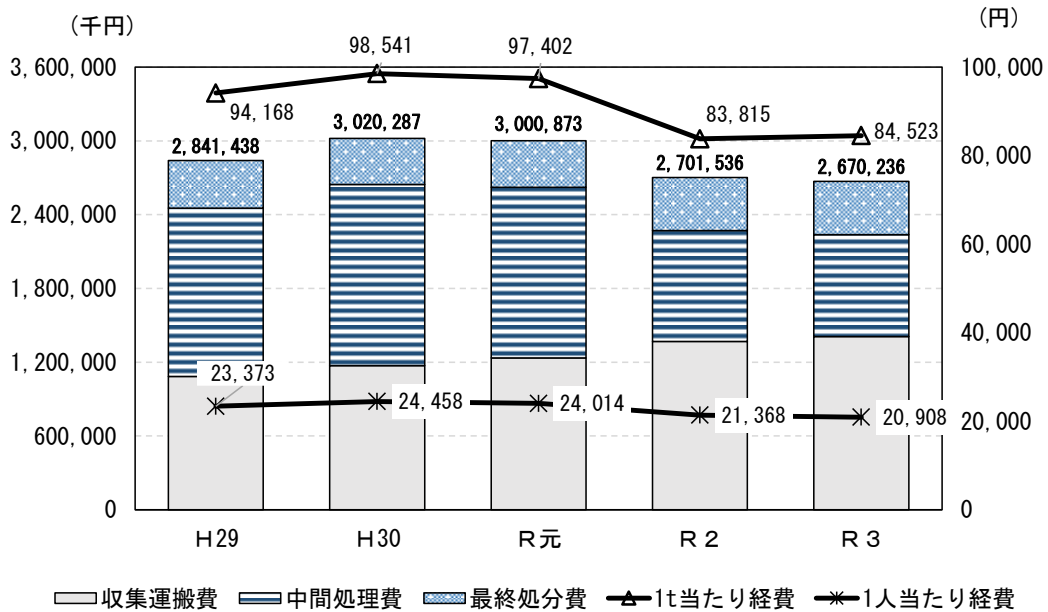


図2-1-5 ごみ処理原価の推移

参考② ごみ処理原価の推移

項目	単位	H29 (2017)	H30 (2018)	R元年 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収集運搬費	千円	1,083,973	1,172,625	1,234,331	1,369,329	1,407,785
中間処理費	千円	1,368,710	1,472,238	1,389,102	901,585	829,702
最終処分費	千円	388,755	375,424	377,440	430,622	432,749
合計	千円	2,841,438	3,020,287	3,000,873	2,701,536	2,670,236
1t当たり経費	円	94,168	98,541	97,402	83,815	84,523
ごみ処理量※	t/年	30,174	30,650	30,809	32,232	31,592
1人当たり経費	円	23,373	24,458	24,014	21,368	20,908
人口	人	121,569	123,489	124,962	126,432	127,715

※集団回収量を含んでいます。

※人口は住民基本台帳各年度10月1日時点

2. 本計画の目標達成状況・見込み

(1) ごみ・資源物量削減の目標達成状況

ごみ・資源物総量は、令和3(2021)年度には28,780t/年となり、近年横ばい傾向にあります。また、本市の人口は増加していることから、1人1日当たりのごみ・資源物量は、令和3(2021)年度に617.4g/人・日(令和元(2019)年度比1.8%削減)と減少しました。

本計画では、令和10(2028)年度における目標数値を掲げており、市民1人1日当たりのごみ・資源物総排出量とごみ排出量(①家庭系もやせるごみ、②もやせないごみ、③粗大ごみ、④有害ごみ、⑤事業系ごみ(持込))をそれぞれ設定しています。

令和3(2021)年度のごみ・資源物総排出量の市民1人1日当たりの排出量は、令和元(2019)年度から約11g減少していますが、目標を達成するためには更なる減量が必要です。ごみ・資源物総排出量が削減できなかった要因としては、せん定枝・落ち葉・下草、ペットボトルの戸別収集を開始したことにより資源物が増加したことが考えられます。また、新聞や雑誌といった紙類が年々減少し、モバイル機器等への移行に伴いペーパーレス化が進む一方で、ネットショッピングなどの通信販売等の利用増に伴い、商品発送に使用されるダンボールの排出量が増加傾向にあります。こうした紙類の資源物量の変化は今後も同様の傾向が続くと見込まれます。

ごみの種類別では、家庭系もやせるごみは減量が進み、令和3(2021)年度において目標を下回りましたが、予測結果をみると再び増加する可能性もあるため、引き続き減量を維持できるよう取り組むことが必要です。

なお、もやせないごみは横ばい、粗大ごみは増加傾向となっており、事業系ごみについては、令和元(2019)年度より減少しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による企業活動の停滞の影響も考えられるため、今後は増加に転じる可能性もあります。

表2-2-1 ごみ・資源物量の目標値と実績・予測の推移

項目	単位	実績		予測	目標	
		R元 (2019)	R3 (2021)	R5 (2023)	R10 (2028)	
総排出量	合計	t/年	28,746	28,780	27,083	25,415
	家庭系もやせるごみ	t/年	14,135	13,210	12,385	13,159
	もやせないごみ	t/年	1,710	1,725	1,575	1,427
	粗大ごみ	t/年	950	1,064	970	607
	有害ごみ	t/年	44	43	40	36
	資源物	t/年	8,773	10,168	9,572	8,233
	事業系ごみ	t/年	3,134	2,570	2,541	1,953
1人1日当たり	合計	g/人・日	628.5	617.4	576.7	569.8
	家庭系もやせるごみ	g/人・日	309.1	283.5	263.7	295.0
	もやせないごみ	g/人・日	37.4	37.0	33.5	32.0
	粗大ごみ	g/人・日	20.8	22.8	20.7	13.6
	有害ごみ	g/人・日	1.0	0.9	0.9	0.8
	資源物	g/人・日	191.8	218.1	203.8	184.6
	事業系ごみ	g/人・日	68.5	55.1	54.1	43.8

※令和10年度(目標)の総排出量については、本計画で採用した人口で算出しています。

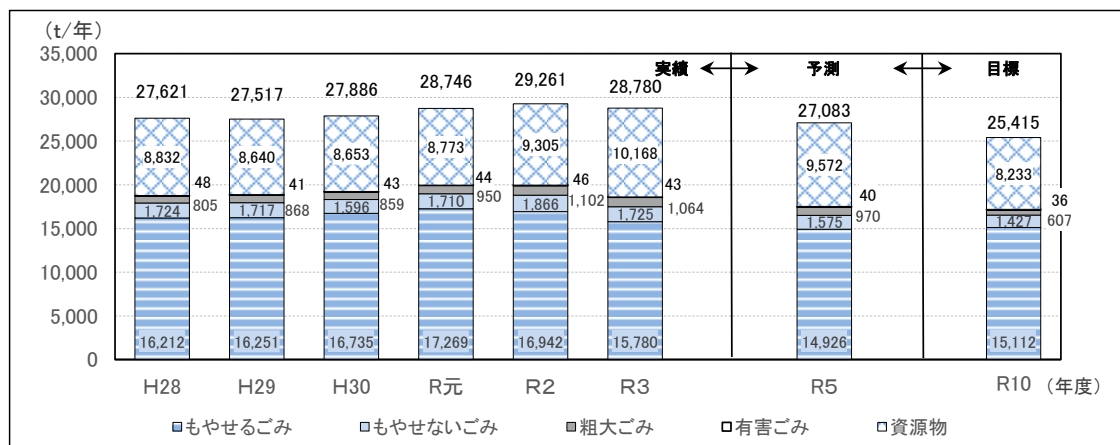
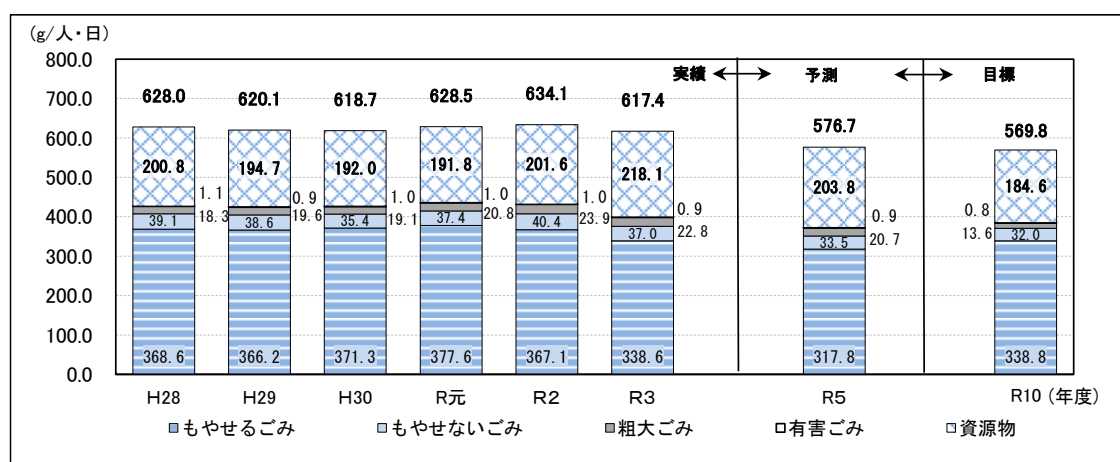


図 2-2-1 ごみ・資源物量の目標値と実績・予測の推移



※四捨五入の関係により、各項目の合計と総量の値が一致しない場合があります。

図 2-2-2 1人1日当たりのごみ・資源物量の目標値と実績・予測の推移

表 2-2-2 資源物量（市収集分）の推移（内訳）

項目	単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
人口	人	120,503	121,569	123,489	124,962	126,432	127,715
紙類・衣類・布類	t/年	4,733	4,557	4,444	4,487	4,832	4,659
新聞	t/年	481	419	364	326	294	301
雑誌・雑紙	t/年	2,635	2,519	2,467	2,461	2,489	2,313
ダンボール	t/年	1,019	1,027	1,017	1,066	1,299	1,316
紙パック	t/年	32	30	31	29	36	38
衣類・布類	t/年	566	562	565	605	714	691
ビン・カン・ペットボトル ・資源プラスチック等	t/年	4,099	4,083	4,209	4,286	4,473	5,509
ビン	t/年	1,032	1,019	1,021	1,038	1,092	1,052
カン	t/年	384	364	348	355	422	410
ペットボトル	t/年	70	85	100	96	204	295
資源プラスチック	t/年	2,162	2,173	2,318	2,351	2,307	2,163
給食残さ	t/年	96	96	97	86	61	93
たい肥化生ごみ	t/年	36	38	48	46	63	48
せん定枝	t/年	173	165	141	169	193	1,321
陶磁器	t/年	28	26	21	26	26	25
小型家電・金物	t/年	33	30	25	27	26	26
刃物類(危険品)	t/年	59	62	66	60	68	65
かばん・靴・食用油等	t/年	26	25	24	32	11	11
合計	t/年	8,832	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168

(2) 処理後のリサイクル率の目標達成状況

本計画では、処理後のリサイクル率を46.2%にすることを目標として掲げており、令和3(2021)年度は47.6%と目標を達成しています。

表2-2-5 処理後のリサイクル率の目標値と実績・予測の推移

項目	単位	実績		予測	目標
		R元 (2019)	R3 (2021)	R5 (2023)	R10 (2028)
リサイクル率	%	43.7%	48.9%	48.0%	46.2%

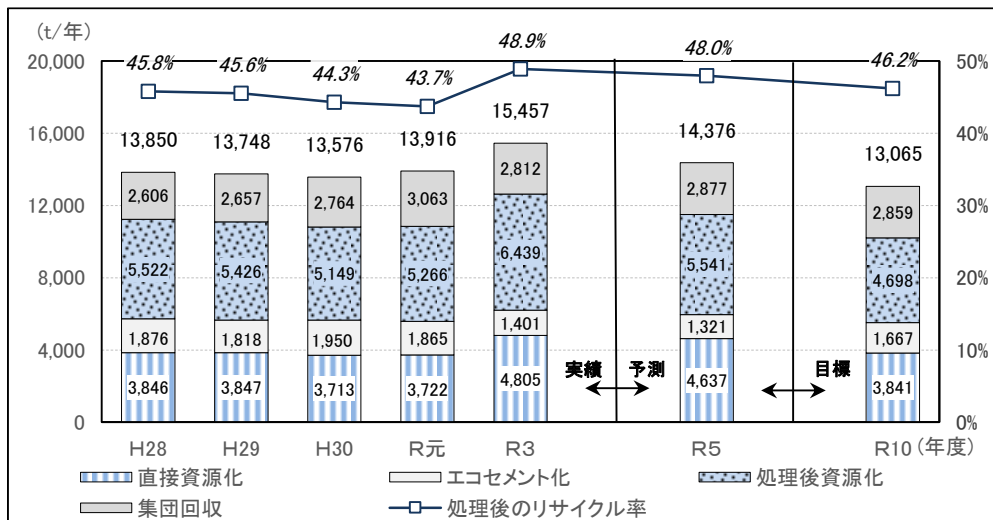


図2-2-5 処理後のリサイクル率の目標値と実績・予測の推移

【参考】処理後のリサイクル率の算出方法について

リサイクル率については、多摩地域ごみ実態調査(公益財団法人 東京市町村自治調査会発行)等で用いられている指標により資源化の状況を整理することもあるため参考指標として掲載します。

処理後のリサイクル率は、以下の式で算出した数値です。

$$\frac{(\text{直接資源化量} + \text{エコセメント化量} + \text{処理後資源化量} + \text{集団回収量})}{(\text{ごみ・資源物総量} + \text{集団回収量})} \times 100$$

直接資源化量(新聞、雑誌・雑紙、紙パック、衣類・布類、給食残さ・たい肥化生ごみ、せん定枝・落ち葉・下草(令和3(2021)年度以降))、エコセメント化される焼却残さ量、清掃センターにおける処理後に回収される資源化量、集団回収量の合計がごみ・資源物総量、集団回収量の合計に占める割合です。本市の最終的な資源化状況が分かる指標です。

参考 処理後のリサイクル率の推移

項目	単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
直接資源化	t/年	3,846	3,847	3,713	3,722	3,850	4,805
エコセメント化	t/年	1,876	1,818	1,950	1,865	1,768	1,401
処理後資源化	t/年	5,522	5,426	5,149	5,266	6,582	6,439
集団回収	t/年	2,606	2,657	2,764	3,063	2,971	2,812
処理後の資源化量	t/年	13,850	13,748	13,576	13,916	15,171	15,457
処理後のリサイクル率	%	45.8	45.6	44.3	43.7	47.1	48.9



清掃センターでの手選別の様子

(3) 焼却量の目標達成状況

焼却量は、令和元(2019)年度以降減少に転じ、令和3(2021)年度は17,807t/年(令和元(2019)年度比10.0%削減)となりました。もやせるごみ等の減量が、焼却量の削減に繋がっています。

推移としては減少傾向を示しており、今後もこの傾向が続くものと考えられます。

しかしながら、排出量の推移幅が少なくなるに伴って焼却量の減少率も鈍化しており、令和10(2028)年度における目標数値の達成に向けては更なる2Rの徹底やりサイクルの推進が必要となっています。

表2-2-6 焼却量の目標値と実績・予測の推移

項目	単位	実績		予測	目標
		R元 (2019)	R3 (2021)	R5 (2023)	R10 (2028)
焼却量	t/年	19,792	17,807	16,812	16,314

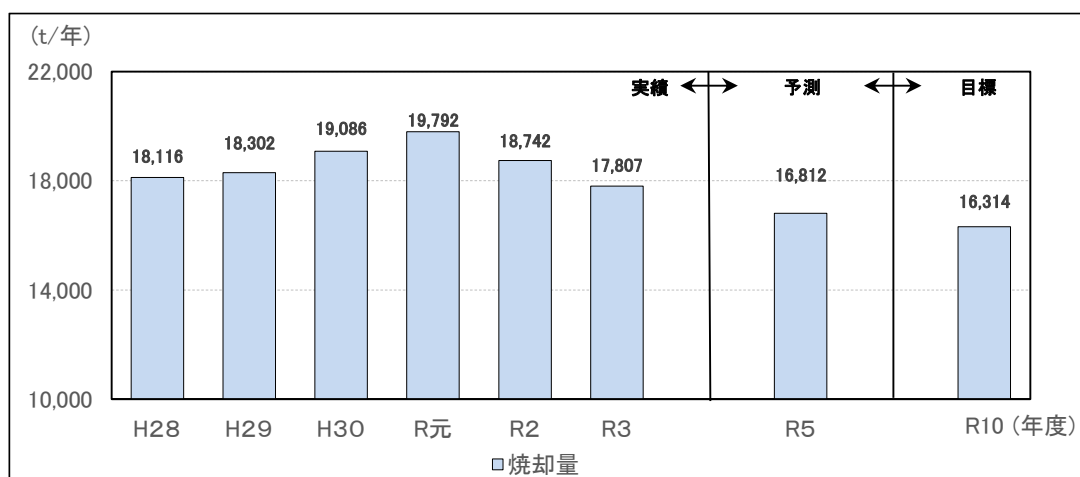


図2-2-7 焼却量の目標値と実績・予測の推移

(4) 埋立処分量の目標達成状況

埋立処分量は、最終処分を行っていた不燃物を平成29(2017)年度から民間の再資源化施設へ処理委託し再資源化することでゼロとなり、以降継続しています。

令和10(2028)年度においてもゼロとなる見込みです。

表2-2-7 埋立処分量の目標値と実績・予測の推移

項目	単位	実績		予測	目標
		R元 (2019)	R3 (2021)	R5 (2023)	R10 (2028)
埋立処分量	t/年	0	0	0	0

第2章 ごみ・資源物処理計画

1. 目指す姿

清潔で環境に優しい循環型都市

市民と事業者と市が、それぞれの役割で協力し合いながらごみの減量や資源化に取り組むことで、住環境や自然環境が守られます。住み良い国分寺であるために『清潔で環境に優しい循環型都市』を目指します。

2. ごみ・資源物処理の基本方針

平成 25（2013）年度に実施した家庭系ごみの有料化に伴い、もやせるごみ・もやせないごみは大幅に減少し、それ以降も減少傾向を維持しながら推移してきました。

前計画では、集団回収の推進、拠点回収品目の増加等の施策を展開してきましたが、本計画ではその施策を更に充実・強化し目標を達成するために、効果的な周知・徹底及び啓発を実施します。

目標達成に向けて展開していく施策の優先順位は以下のとおりです。

【優先順位1】：発生抑制のための効果的な啓発による減量

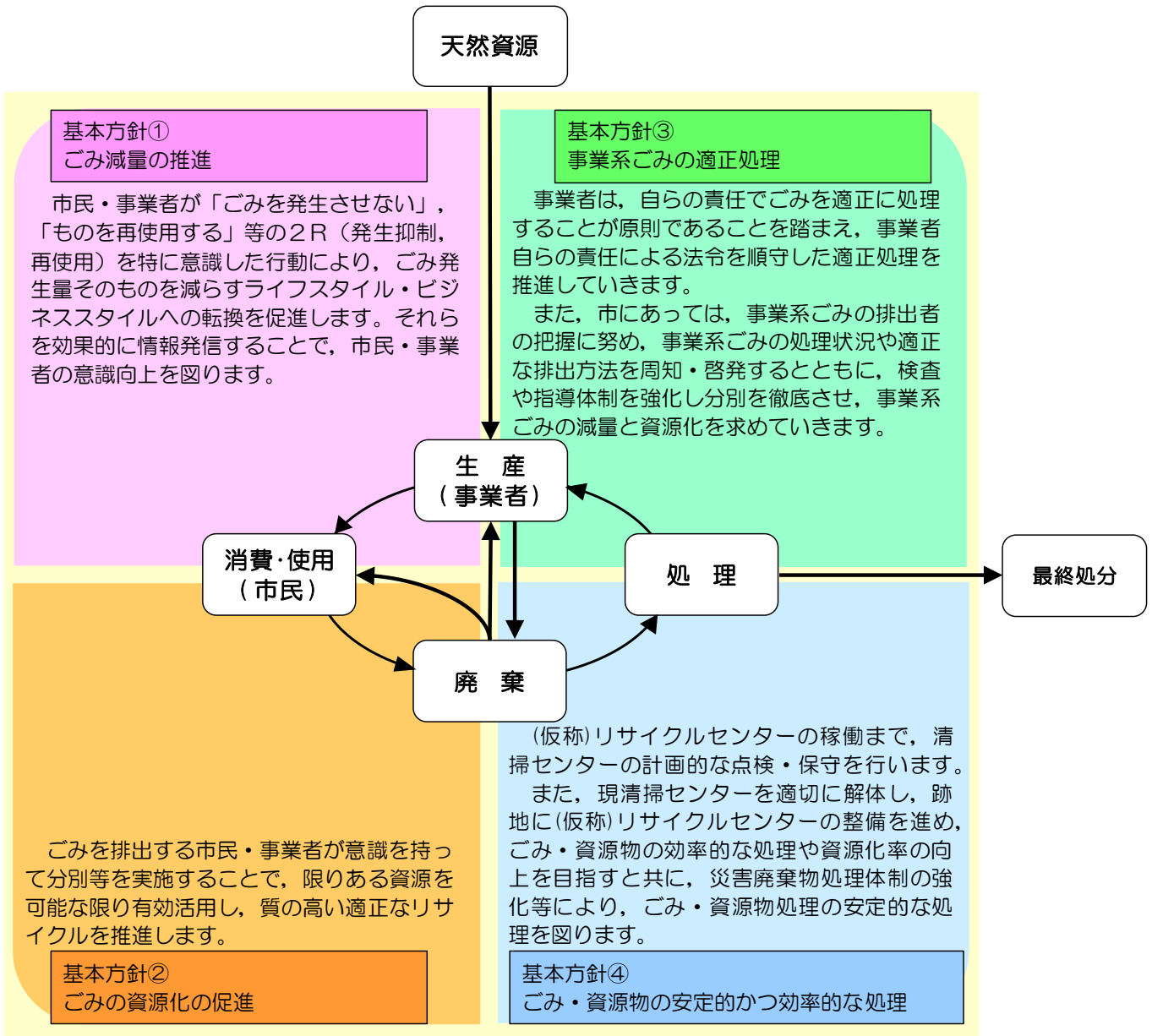
【優先順位2】：施策の周知・啓発によるリサイクル率の向上

なお、これらの施策を実行するためには、市民・事業者への周知・徹底を通じた更なる啓発が欠かせません。本計画においては、啓発の仕方・方法等を検証し効果的に実施することで、目標達成を目指します。



国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会

目標達成にあたっては、次の4つを施策の基本方針とします。



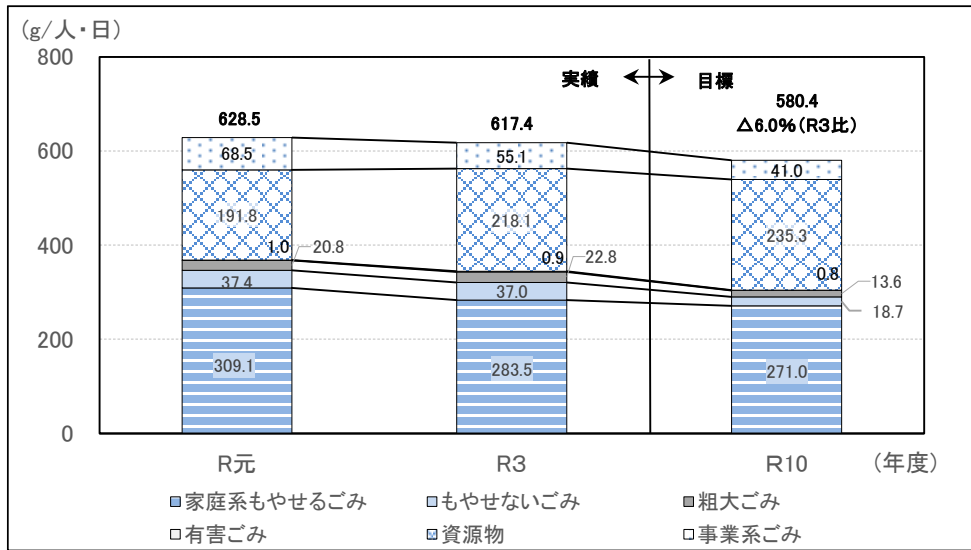
※基本方針の詳細は 28 から 36 ページを参照

3. ごみ・資源物処理の目標値

(1) ごみ・資源物総排出量の目標

ごみ・資源物総排出量の市民1人1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の617.4g/人・日から37.0g/人・日(6.0%)削減し、令和10(2028)年度に580.4g/人・日とします。

削減量 37.0g/人・日 (6.0%削減) ⇒ **目標値 580.4g/人・日**



ごみ・資源物総排出量は、ごみの排出量(家庭系もやせるごみ、もやせないごみ、有害ごみ、事業系ごみ^{※1})と資源物排出量^{※2}の合計値です。ごみ種毎の排出量目標値は①～⑤のとおりです。

※1) 事業系ごみ：多量排出事業者が自ら掃センターに搬入^{※3}又は収集運搬許可業者に委託して浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に搬入するもやせるごみのこと。少量排出事業者の排出量(事業系指定収集袋)については、家庭系ごみと合わせて収集、計量していることから、家庭系ごみに算入しています。

※2) 資源物排出量：捨てられる中から確実に分別することによる増量と、総量を抑える減量との両面があるため、単純に目標設定を行うことはできません。ごみ・資源物量全体の推移を把握するため、ごみ・資源物総排出量の内訳には参考推計値として反映しています。

※3) 清掃センターへの自己搬入は、(仮称)リサイクルセンター施設整備に伴い、令和5(2023)年4月1日から令和14(2031)年3月31日(予定)まで休止しています。

① 家庭系もやせるごみの目標

家庭系もやせるごみの市民1人1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の283.5g/人・日から12.5g/人・日(4.4%)削減し、令和10(2028)年度に271.0g/人・日とします。

削減量 12.5g/人・日 (4.4%削減) ⇒ 目標値 271.0g/人・日

【家庭系もやせるごみの目標達成に向けた発生抑制及び資源化に関する取組】

○水切りの啓発や生ごみたい肥化事業による生ごみの削減

ごみの組成分析調査の結果より厨芥類(未利用食品除く)が約48%含まれていることから、市民1人が1日に排出する厨芥類(未利用食品除く)の5%(6.8g)を啓発により減量を図ります。

また、一般家庭6世帯以上で集まる場所や公共施設を拠点として生ごみを収集し、たい肥化する生ごみたい肥化事業や購入資金の一部を助成する生ごみ処理機器購入費助成事業の周知による生ごみの削減を図ります。

→1人がはちみつ小さじ1杯分の水分を削減した場合、7.0g/人・日の削減となります。

○食品ロス削減による生ごみの削減

ごみの組成分析調査の結果より厨芥類(未利用食品)が約4%含まれていることから、市民1人が1日に排出する厨芥類(未利用食品)の20%(2.4g)を啓発により減量を図ります。

→1人がふりかけ(小袋)1袋分程度を食べ残さないことやフードドライブの利用などにより削減した場合、2.5g/人・日の削減となります。

○分別徹底及び有価物地域回収事業(集団回収事業)の周知・啓発による紙類の削減

ごみの組成分析調査の結果よりリサイクル可能な紙類は約6%含まれていることから、市民1人が1日に排出するリサイクル可能な紙類の20%(3.3g)を啓発により資源化を図ります。啓発については、分別の徹底はもちろん、減少傾向にある有価物地域回収量を増加させるため、大規模集合住宅等の竣工前に団体に説明を実施し、継続して有価物地域回収事業(集団回収事業)への斡旋に取り組みます。

→1人が通常はがき1枚分を、もやせるごみとして排出せずに資源として排出することで削減した場合、3.0g/人・日の削減となります。

② もやせないごみの目標

もやせないごみの市民1人1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の37.0g/人・日から18.3g/人・日(49.5%)削減し、令和10(2028)年度に18.7g/人・日とします。

なお、18.3g/人・日には、令和6(2024)年度からの資源プラスチックの一括収集により、もやせないごみから資源物に移行が見込まれる13.3g/人・日が含まれます。

削減量 18.3g/人・日 (49.5%削減) ⇒ 目標値 18.7g/人・日

【もやせないごみの目標達成に向けた発生抑制及び資源化に関する取組】

○簡易包装の推進，使い捨て商品の抑制

ごみの組成分析調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、不要な包装や使い捨て商品の購入を極力控えることを啓発することにより、ライフスタイルの見直しを図ります。

→各世帯が1日にプラスチック製フォーク・スプーン2本(8g)の購入・使用を控えた場合、3.9g/人・日の削減となります。

○分別の徹底による金物類の削減

ごみの組成分析調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、金物類の拠点回収事業の周知・啓発の徹底を図ります。

→各世帯が2年間にフライパン1個(900g)を資源として排出した場合、0.6g/人・日の削減となります。

○分別の徹底による陶磁器の削減

ごみの組成分析調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、陶磁器の拠点回収事業の周知・啓発の徹底を図ります。

→各世帯が1年間に茶碗2個(300g)を資源として排出した場合、0.4g/人・日の削減となります。

○分別の徹底による小型家電の削減

ごみの組成分析調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、使用済小型家電の拠点収集や、認定業者と連携協定を締結した宅配便による回収サービスの周知・啓発の徹底を図ります。

→1人が4年間にデジタルカメラ1台(200g)を資源として排出した場合、0.1g/人・日の削減となります。

○分別の徹底による製品プラスチックの削減

令和6(2024)年度から資源プラスチックの一括収集を開始し、もやせないごみに含まれる製品プラスチックを削減・資源化を進めるため、分別等の周知・啓発を図ります。もやせないごみに含まれるプラスチック資源は、過去の調査から622t(13.3g/人・日)を見込んでいます。

→1人が1週間にプラスチック製ハンガー2個(80g)を資源として排出した場合、11.4g/人・日の削減となります。

③ 粗大ごみの目標

粗大ごみの市民1人1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の22.8g/人・日から9.2g/人・日(40.4%)削減し、令和10(2028)年度に13.6g/人・日とします。

削減量 9.2g/人・日 (40.4%削減) ⇒ 目標値 13.6g/人・日

【粗大ごみの目標達成に向けた取組】

○リユース意識を誘発する施策の展開による削減

リサイクルショップ利用の促進や市報リサイクルコーナー等の活用促進によるリユース推進等の啓発と再利用の更なる意識啓発を図ります。

→各世帯が1年間に衣装ケース1個(2.2kg)、炊飯器1個(2.8kg)、物干し竿2本(1.8kg)、をリユース事業として排出した場合、9.2g/人・日の削減となります。

④ 有害ごみの目標

有害ごみの市民1人1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の0.9g/人・日から0.1g/人・日(11.1%)削減し、令和10(2028)年度に0.8g/人・日とします。

削減量 0.1g/人・日 (11.1%削減) ⇒ 目標値 0.8g/人・日

【有害ごみの目標達成に向けた取組】

○効果的な施策の展開による削減

繰り返し使える電池やLED電球購入推進により減量を図ります。

→1人が1年間に単3形乾電池2個(36g)を削減した場合、0.1g/人・日の削減となります。

⑤ 事業系ごみの目標

事業系ごみの市全体の1日当たりの排出量を、令和3(2021)年度の7.04t/日から1.69t/日(24.0%)削減し、令和10(2028)年度に5.35t/日とします。1人1日当たりの排出量では、令和3(2021)年度の55.1g/人・日から14.1g/人・日(25.6%)削減し、令和10(2028)年度に41.0/人・日とします。

削減量 1.69t/日 (24.0%削減)	⇒	目標値 5.35t/日
削減量 14.1g/人・日 (25.6%削減)	⇒	目標値 41.0g/人・日

【事業系ごみの目標達成に向けた取組】

○効果的な啓発活動による紙類の削減

収集運搬業許可業者に対する搬入物検査を継続し、不適合物や資源物の分別指導を徹底するとともに、組成分析調査を実施し、その分析結果を収集運搬業許可業者に周知することにより、減量を図ります。

→各事業所が紙類を資源物として適切に排出することにより、排出量の10%を削減した場合、0.70t/日の削減となります

○効果的な啓発活動による厨芥類の削減

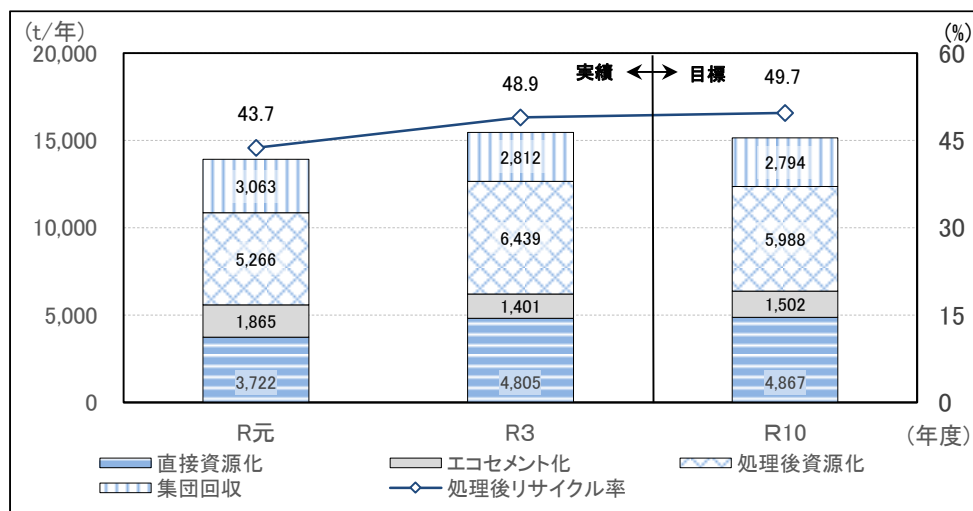
飲食系事業者に対する食品ロスに対して、広報を含めた対策を実施することにより、減量を図ります。

→各事業所が厨芥類を減量することにより、排出量の14%を削減した場合、0.99t/日の削減となります。

(2) 処理後のリサイクル率の目標

処理後のリサイクル率については、令和3(2021)年度の48.9%を可能な限り維持し、令和10(2028)年度の目標としては49.7%とします。

維持 ⇒ 目標値 49.7%

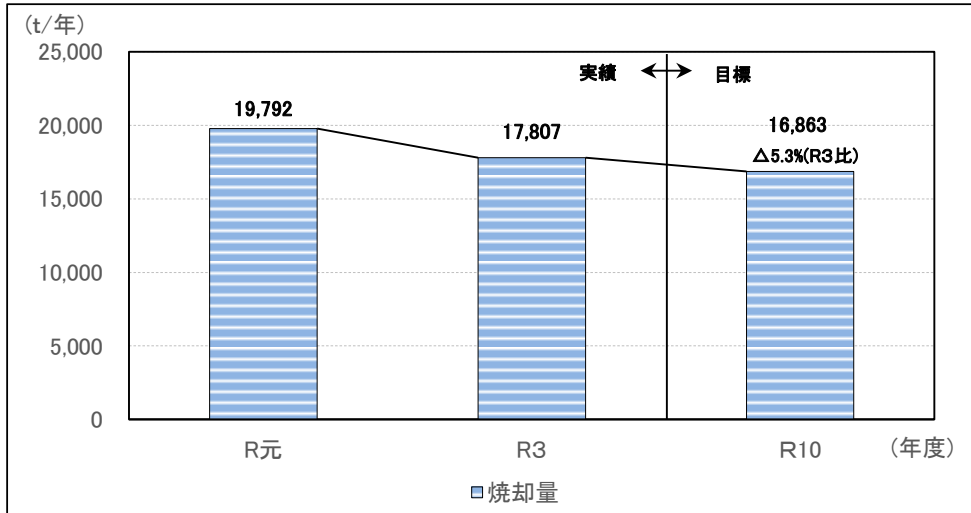


本市の最終的な資源化状況を把握するため、他市との比較検証が可能な指標（※p. 16【参考】リサイクル率参照）で目標を設定します。もやせないごみ、粗大ごみについて、収集後、資源物の選別や資源化処理の推進、リユース事業の実施等中間処理の工夫により、処理後のリサイクル率が向上します。

(3) 焼却量の目標

焼却量を，令和3(2021)年度の17,807tから944t(5.3%)削減し，令和10(2028)年度に16,863tにします。

削減量 944t (5.3%削減) ⇒ 目標値 16,863t



もやせるごみの減量施策を進めるとともに，もやせないごみ，粗大ごみについて，収集後，資源物の選別や資源化処理の推進，リユース事業の実施等中間処理の工夫により，浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への搬出量を削減します。



浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設

(4) 埋立処分量の目標

令和3(2021)年度の0tを継続し，令和10(2028)年度も0tとします。

0tを継続 ⇒ 目標値 0t

二ツ塚処分場(日の出町)延命化のため，引き続き民間再資源化施設への不燃物の処理委託を行い，埋立ゼロを継続します。

4. ごみ・資源物処理計画の体系

4つの基本方針におけるごみ・資源物処理計画の体系を示します。

基本方針① ごみ減量の推進	ごみ減量・資源化計画	市民・事業者に対する発生抑制に関する啓発活動の実施	
		もやせるごみの減量に向けた取組	
		食品ロス削減に向けた対策の実施	
		3市ごみ減量推進市民会議によるもやせるごみの減量推進	
	基本方針② ごみの資源化の促進	ごみ減量・資源化計画	市民・事業者に対するごみの分別や拠点収集事業、有価物地域回収事業等の周知・啓発活動の実施
			リユースの推進
			プラスチックの減量と資源化の推進
			リサイクル推進協力店の拡大・拡充
			廃家電のリサイクルに関する普及啓発
			事業系ごみの排出抑制
			事業系ごみを対象とした組成分析調査の実施
	基本方針③ 事業系ごみの適正処理	ごみ減量・資源化計画	事業系ごみ処理手数料の見直し
			環境負荷の少ない製品の優先購入
収集・運搬計画			ペットボトルの戸別収集の継続
			せん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の継続
	環境に配慮した安定的かつ効率的な収集運搬の実施		
	資源プラスチック一括収集及び有料化の実施(予定)		
基本方針④ ごみ・資源物の安定的かつ効率的な処理	中間処理計画	現在の清掃センターの安定稼働に向けた計画的な点検保守の実施	
		事業者から排出されるごみの適正処理の推進	
		(仮称)リサイクルセンターの整備	
	最終処分計画	次期中間処理施設整備の検討	
		焼却灰のエコセメント化による再資源化の継続	
その他の処理計画	その他の処理計画	不燃物の再資源化による埋立ゼロの継続	
		ペットボトルの水平リサイクルの継続	
		災害廃棄物処理体制の強化	
		不法投棄対策の継続	

5. ごみ減量・資源化計画

(1) 市民・事業者に対する発生抑制に関する啓発活動の実施

本市におけるこれまでのごみ処理行政を振り返ると、本計画で設定した目標値のうち、家庭系もやせごみ、有害ごみ、処理後のリサイクル率、最終処分量は、令和3年度の目標水準を達成しています。もやせないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ、焼却量は未達成となっているものの、1人1日当たりのもやせないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ、焼却量排出量は減少傾向に、リサイクル率は高い水準を維持しており、多摩地域においては1人1日当たりの総ごみ量（令和3（2021）年度8位）、総資源化率（令和3（2021）年度1位）ともに上位に位置しています。

このことから、これまでの様々な施策の実施により一定の成果を上げていることが分かり、また、毎年度実施しているごみ組成分析結果から市民の減量・資源化の意識は高く、施策の徹底はある程度浸透していると言えます。引き続き、市民・事業者が減量・資源化に取り組む必要があります。

環境省では、2Rを重点とした方針を掲げている中で、循環的な利用であるリユース・リサイクルよりも、「発生抑制」が優先的に取り組むべき事項であると示されています。

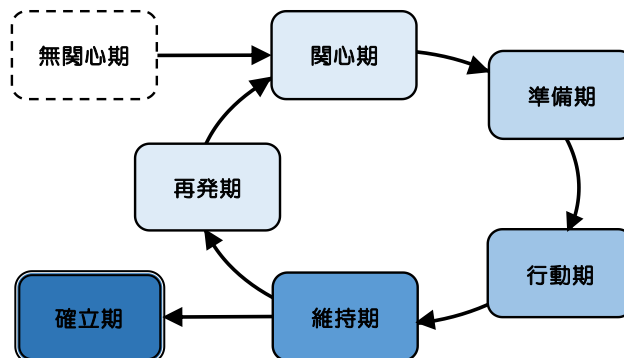
今後、更に市民・事業者がリデュース（発生抑制）を特に意識して行動し、ごみ発生量そのものを減らすライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、効果的な情報発信など、市民・事業者に対する「啓発」活動を検討することが、目標の達成を可能にする手段であると言えます。

① 行動変容

人の行動を考えるうえで、「行動変容」についての考察があります。

“行動変容”は、否定的な反応を引き起こす環境中の特定の誘因について、それに対する反応の仕方を変化させるために用いられる心理療法のひとつであり、学習理論や行動理論に基づいて、対象者の不適応行動を消去し、適応行動がとれるようにするための技法であると位置づけられています。

相手の行動を変える効果的な結果を得るために、相手が今いるステージに合わせた的確なアプローチが重要であるとし、「気づき」を与えることで、行動変容のきっかけとなる仕組み・啓発を実施する必要があります。



日常の「ごみ出し」も習慣化された行動のひとつと捉え、同様の理論に当てはめて考えることで、現在の行動から脱却し、メリットを正しく認識してもらうために、啓発活動を行っていきます。

② 持続可能性

施策の実施に伴い継続的に効果的な結果を得ることに関し、“持続可能性”についての考察があります。

施策を展開していくうえで効果的な啓発をするためには、組織的に展開することが重要であるとされ、それは行動を変えようとする人が多いほど効果的であると言えます。

地域のごみの問題に対して、実施する啓発に“持続可能性”に関する考察を適用することは効果的であると言えます。

以上のように、“行動変容”と“持続可能性”の考えを啓発に取り入れることで、その効果を上げることができ、それによりごみを減らすことができると考えます。

また、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載されました。SDGsは、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットで構成され、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。

更には、市は温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指していることから、脱炭素社会に繋がる施策を推進する必要があります。

本計画での施策に関連するSDGsの目標を以下に記しています。

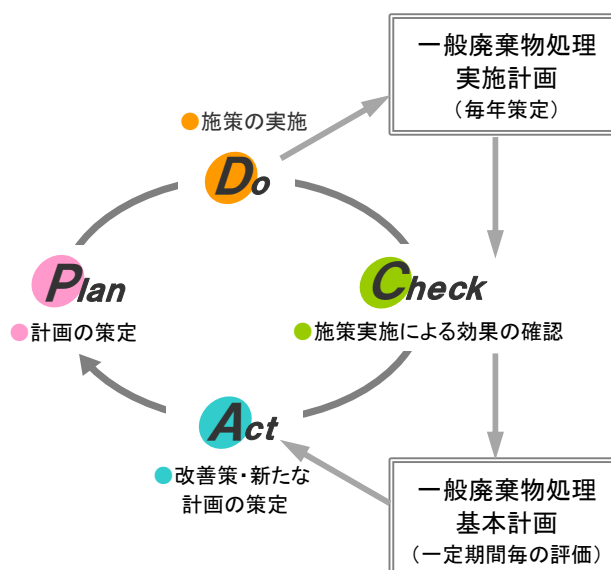


※SDGsのアイコン：国際連合広報センターHPより

③ PDCAサイクル

目標を達成するためには、達成状況を客観的に評価しながら、必要に応じて改善を図る仕組みが必要となります。そのために本計画では、環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し活用することで、実効性を高める仕組みづくりを可能とします。

PDCAサイクルは、一定期間を周期として活用しますが、施策実施においては「一般廃棄物処理実施計画」に毎年反映し、効果の確認においては、一定の周期ごとに本計画の目標との評価を行い、改善策や新たな計画の策定等を検討します。それを踏まえて、展開する施策の最終ステージを見据え、また、その時点での進捗状況等を踏まえて着実にステップアップしていけるよう、新たな計画を策定するとともに、有効な施策を展開していきます。



(2) もやせるごみの減量に向けた取組

もやせるごみの大部分である生ごみの7から8割は水分が占めていると言われていす。生ごみ 水切り ひとしぼり の推進に加え、天日干し運動の啓発を継続します。

また、ともしび工房や小学校、公民館等を拠点として実施している、家庭から出る生ごみを回収し、たい肥化する事業について、自治会・町内会、集合住宅等に積極的な活用をPRし、もやせるごみの減量を図ります。これに加え、市立小学校及び公設公営保育園から排出される給食残さについても、たい肥化事業を実施しており、家庭から回収された生ごみ及びせん定枝・落ち葉・下草とともにたい肥を生成し、希望する市民に配布しています。今後も事業を継続し、もやせるごみの減量や資源循環の構築に繋がるよう事業を実施していきます。

(3) 食品ロス削減に向けた対策の実施

飲食系事業者に対して、食品ロスを削減するためのマッチングサービスや広報を含めた削減対策を実施するとともに、国分寺市商工会、市内のリサイクル推進協力店、コンビニエンスストア等と協力して「てまえどりキャンペーン」等を展開し、事業者と連携した食品ロス削減に繋がる啓発も実施します。

一般家庭に対しても、賞味期限・消費期限の正しい認識を浸透させ、買いすぎない（買い物時の工夫等）、使い切り・食べきりなど、日常生活で実践できる取組について周知・啓発を行います。

なお、本市では、社会福祉協議会と連携して、まだ食べられる未使用食品を収集するフードドライブに取り組んでおり、今後も継続しながら、事業者や市民と協力して食品ロスを減らす対策を進めます。



「てまえどり」周知の掲示

(4) 3市ごみ減量推進市民会議によるもやせるごみの減量推進

「3市ごみ減量推進市民会議」は、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設に係る3市（日野市、国分寺市、小金井市）の市民で構成されています。

本会議では、3市の市民への必要な情報の発信方法や環境に配慮したごみ減量施策について協議や検討を行い、更なるごみの減量や分別に向けた取組を推進していきます。

また、令和2（2020）年度より、3市と浅川清流環境組合の共同事業として、水銀回収キャンペーンを実施しています。もやせるごみの中に水銀使用製品の混入を防ぐため、引き続き啓発活動を実施していきます。

(5) 市民・事業者に対するごみの分別や拠点収集事業、有価物地域回収事業等の周知・啓発活動の実施

(1)に示した考えや仕組みに基づき、国分寺まつりや自治会・町内会・老人会等の催し、更には「分別よろず相談所」を通して、ごみの分別や資源物の拠点収集に関する効果的な啓発活動を実施します。周知・啓発方法として、市報やホームページのほか、「ごみ分別アプリ」を活用します。

また、ごみの分別や排出方法、粗大ごみの申し込み等、ICTの導入に向けた調査・研究を進めていきます。

本市では、リサイクルの大切さを身近に感じながらごみの減量と資源化につながり、市の収集費用負担の軽減も見込まれることから、有価物地域回収事業を進めています。

近年の回収量は減少傾向となっており、今後も有価物地域回収事業等の周知を積極的に実施していきます。

更には、市廃棄物減量等推進委員会と連携し、各地域でのイベントに参加することや小学校での出前授業を実施することで、発生抑制と分別の徹底の重要性を周知し、ごみの分別や資源化に繋がる啓発活動を実施していきます。



浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設見学の様子

(6) リユースの推進

本市では、公民館や地域センター等を拠点として陶磁器を回収しており、拠点数を拡充しながら実施しています。回収された陶磁器の一部は「環境まつり」や「もったいない食器市」で市民に提供されるほか、靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみについても、平成 26 (2014) 年度から拠点収集を開始し、リユースやリサイクルに繋げています。

2Rを実践する取組として、今後も推進していきます。

また、平成 12 (2000) 年度より粗大ごみから出た利用可能な家具を修理して販売する「リサイクル家具販売会」を実施しており、今後もリサイクルショップの活用を含めて更なる意識啓発を図るとともに、家具のリサイクルについて、新たな方法を模索します。

更には、市民が不要となった物品についても、市報やホームページを通じて「リサイクル」情報として周知を行い、物品を求める方への橋渡しを行う取組を継続します。

(7) プラスチックの減量と資源化の推進

容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括収集と有料化を実施することで、排出の抑制と再資源化の促進を図っていきます。また、拡大生産者責任としてプラスチックの発生を抑制することや、生産から回収、リサイクルまで責任を負うよう、継続して国や東京都に要望していきます。

(8) リサイクル推進協力店の拡大・拡充

近年店舗数が横ばいとなっているリサイクル推進協力店の拡大・拡充を図ります。

また、深刻な海洋プラスチック問題やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 4 (2022) 年 4 月 1 日施行）等を踏まえ、今後もリサイクル推進協力店と連携し、プラスチック等の自主回収を実施するとともに、市民へ販売店に返却するよう周知していきます。

(9) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づいた適正な回収、再商品化がなされるよう、引き続き市民及び家電小売店に意識啓発を図ります。

また、平成 23（2011）年度より開始している小型家電の拠点収集について、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づいて契約している認定事業者により再資源化を図っています。現在、拠点数を拡充しながら実施しており、今後も普及・啓発を図り、もやせないごみの更なる減量化を促進します。

(10) 事業系ごみの排出抑制

収集運搬業許可業者に対する搬入物検査を、浅川清流環境組合を構成する3市（日野市・国分寺市・小金井市）での統一ルールにおいて継続し、不適合物の混入や資源物の分別指導を徹底させ、事業系ごみの減量を図ります。

分別指導とあわせ、食品リサイクルやせん定枝の資源化移行を指導し、更なる資源化ルートを研究し、勧奨していきます。

(11) 事業系ごみを対象とした組成分析調査の実施

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設へ搬入する、収集運搬業許可業者に対するもやせるごみの組成分析調査を実施し、その分析結果を収集運搬業許可業者に周知します。また排出事業者に対しては分別の啓発や指導を行います。

(12) 事業系ごみ処理手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料については、必要に応じて関係団体と協議の上、見直しを総合的に判断します。

(13) 環境負荷の少ない製品の優先購入

本市では、平成 18（2006）年 10 月に「国分寺市グリーン購入基本方針」を策定し、平成 19（2007）年 4 月からは特定調達品目の判断基準を定めた「国分寺市グリーン購入ガイドライン」に基づき、物品の調達を行なっています。

市が率先して環境負荷の少ない製品を優先的に購入し、事務事業活動から生じる環境負荷の低減に努め、循環型社会の構築を目指します。また、エコセメント化製品の積極的な利用についても同様に庁内啓発を図ります。

6. 収集・運搬計画

(1) ペットボトルの戸別収集の継続

本市では、ペットボトルの収集体制を見直し、令和 2（2020）年 7 月から戸別収集を実施しています。適正な分別区分及び収集体制（方法）による収集運搬を実施することで、住民サービスの向上を図ります。なお、店舗への返却については、今後も継続して啓発していきます。

(2) せん定枝・落ち葉・下草の戸別収集の継続

本市では、せん定枝の収集体制を見直し、令和3（2021）年4月から戸別収集を実施しています。適正な分別区分及び収集体制（方法）による収集運搬を実施することで、「もやせるごみ」の減量を図るとともに、たい肥化することで資源循環に繋がります。

(3) 環境に配慮した安定的かつ効率的な収集運搬の実施

環境に配慮した収集の取組及び収集作業の安全と事故防止に関して指導するとともに、生活環境の保全に努め、効率的な分別収集・運搬を行います。

(4) 資源プラスチック一括収集及び有料化の実施（予定）

海洋プラスチック問題、気候変動問題等、世界規模での環境問題に対応するため、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、本市では、現在収集している資源プラスチック（容器包装プラスチック）に製品プラスチックを含めた一括収集を指定収集袋（有料化）により実施することで、ごみの発生抑制、分別によるごみの減量、資源化の促進を図り、更なる循環型社会の実現に向けて取り組んでいきます。

7. 中間処理計画

(1) 現在の清掃センターの安定稼働に向けた計画的な点検保守の実施

（仮称）リサイクルセンターが稼働するまでの期間は、現在の清掃センターの破碎処理施設で中間処理を継続することになるため、安定稼働に向けた計画的な点検保守を行います。

(2) 事業者から排出されるごみの適正処理の推進

事業活動により発生するごみは、事業者が自らの責任で適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理を推進します。事業系ごみの排出者の把握に努め、処理状況や適正な排出方法を周知・啓発するとともに、搬入物検査や指導体制を強化し、事業系ごみの減量と資源化を求めていきます。

なお、産業廃棄物については、一般廃棄物の処理施設では受入れをしていません。今後とも産業廃棄物の受入れは行わないため、事業者責任において処理するものとします。

(3) （仮称）リサイクルセンターの整備

現在の清掃センターの焼却・破碎処理施設は、昭和60（1985）年10月に竣工し、既に30年以上が経過しています。もやせるごみの共同処理開始後、現在の清掃センターの焼却・破碎処理施設を適切に解体し、跡地にもやせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物の中間処理を行う（仮称）リサイクルセンターの整備を進めます。

【都市計画変更について】


現在「ごみ処理場」として決定している都市施設については、焼却機能を有しなくなる
こと等に伴い、名称並びに焼却及び破碎に係る処理能力を変更する必要があります。

また、現在「第二種住居地域」を指定している用途地域については、「国分寺市用途地
域等に関する指定方針及び指定基準（平成 29(2017)年 1 月策定）」に基づき、(仮称)リ
サイクルセンターが立地可能な用途地域（準工業地域等）への変更等を検討する必要があ
ります。

(参考) 国分寺市用途地域等に関する指定方針及び指定基準

(例) ≪準工業地域に指定すべき区域≫

主として、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める
地域

- (1) 工場と住宅が混在しており、住工の調和を図りながら都市型工業や地場産業等の
育成を図るべき区域又は住環境の保護を図りつつ工業の立地を図る区域
- (2) 流通関連施設等の立地を誘導する区域
- (3) 水道、下水道、ごみ焼却場等の供給処理施設の立地する区域又は電車操車場等の
区域  (仮称) リサイクルセンターが該当
- (4) 店舗、事務所、流通関連施設等の業務系施設又は自動車修理工場等沿道サービス
施設等の立地する区域

(4) 次期中間処理施設整備の検討

令和 2（2020）年 4 月から、浅川清流環境組合において、もやせるごみの共同処理が開
始されています。また、現在（仮称）リサイクルセンターの整備を進めています。

これらの中間処理施設は、他の都市施設と比べると、性能低下や摩耗が早く進行し、施
設全体として耐用年数の短い都市施設とみなされています。そのため、本格稼働開始から
概ね 30 年後の施設更新を見据え、次期中間処理施設整備について検討を進めます。

8. 最終処分計画

(1) 焼却灰のエコセメント化による再資源化の継続

3 市（日野市・国分寺市・小金井市）による、もやせるごみの共同処理を行っている、浅
川清流環境組合可燃ごみ処理施設より搬出している焼却灰は、引き続きエコセメント化
施設（日の出町）にて再資源化し、資源として有効利用を図ります。

(2) 不燃物の再資源化による埋立ゼロの継続

清掃センターにて選別された不燃物についても、引き続き民間の再資源化施設に処理
委託し再資源化を図ることで埋立てゼロを継続し、二ツ塚処分場（日の出町）の延命化を
図ります。（仮称）リサイクルセンター本格稼働後も同様の方針です。

(3) ペットボトルの水平リサイクルの継続

現在、サントリーホールディングス株式会社と締結（令和4年12月9日）した協定に基づき、市で収集したペットボトルの水平リサイクルを実施しています。引き続き、戸別収集したペットボトルの中間処理を行い、再生ペットボトルの製造・利用を推進し、CO₂の削減、持続可能な循環型社会の実現を図ります。

9. その他の処理計画

(1) 災害廃棄物処理体制の強化

災害等により発生する大量の災害廃棄物については、令和3（2021）年12月に策定した「国分寺市災害廃棄物処理計画」に基づき適正に処理を行います。

また、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の強化を目指します。

なお、国分寺市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、国が定める法令、指針の策定や見直し状況、訓練の実施状況等を踏まえ、必要と判断された場合に見直しを行います。

(2) 不法投棄対策の継続

清掃指導員による不法投棄のパトロールを強化し、特に不法投棄が多い箇所には土地の管理者等と協議を進め不法投棄禁止看板の設置を行っていきます。多量の不法投棄及び不法投棄頻発箇所は、所轄警察署等と連携して対応していきます。

また、市報・ホームページ等で不法投棄の防止に関する情報の掲示をするとともに、廃棄物減量等推進委員会等の協力を得て、地域の自主的な監視を推進します。

第2部 生活排水処理計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理体系

(1) 生活排水処理フロー

本市で排出されたし尿及び浄化槽汚泥は、湖南衛生組合の施設で希釈処理した後、公共下水道に放流しています。

(2) し尿希釈施設（旧し尿中継槽）等の概要

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、令和5年3月31日まで、ばっ気、希釈後、公共下水道に放流する施設として改修されたし尿希釈施設で処理を行ってきましたが、令和5年4月1日から湖南衛生組合へ加入し、7市（立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵野市）での共同処理を行っています。

し尿希釈施設の概要を表1-1-1に、湖南衛生組合の施設概要を表1-1-2に示します。

表1-1-1 し尿希釈施設の概要

区 分	内 容
所 在 地	国分寺市西元町二丁目9番地6
敷地面積・用途地域	875.80㎡・第一種住居専用地域
施 設 名	し尿希釈施設
処 理 能 力	4.4m ³ /日
処 理 対 象	し尿及び浄化槽汚泥

※湖南衛生組合への加入に伴い、し尿希釈施設は令和5年度に解体（予定）

表1-1-2 湖南衛生組合の概要

区 分	内 容
所 在 地	武蔵村山市大南5丁目1番地
用地総面積・用途地域	29,555.72㎡・第一種中高層住居専用地域
施 設 名	し尿希釈施設
処 理 能 力	7.0kL/日
処 理 対 象	し尿及び浄化槽汚泥

(3) 下水道計画の概要

本市の下水道は、多摩川流域関連公共下水道事業として整備しています。

2. し尿・浄化槽汚泥処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口の推移

公共下水道接続人口は増加傾向に、合併処理浄化槽及びし尿収集人口は減少傾向にあり、令和3(2021)年度の水洗化・生活雑排水処理率は99.9%となりました。

生活排水処理形態別人口の推移を図1-2-1に示します。

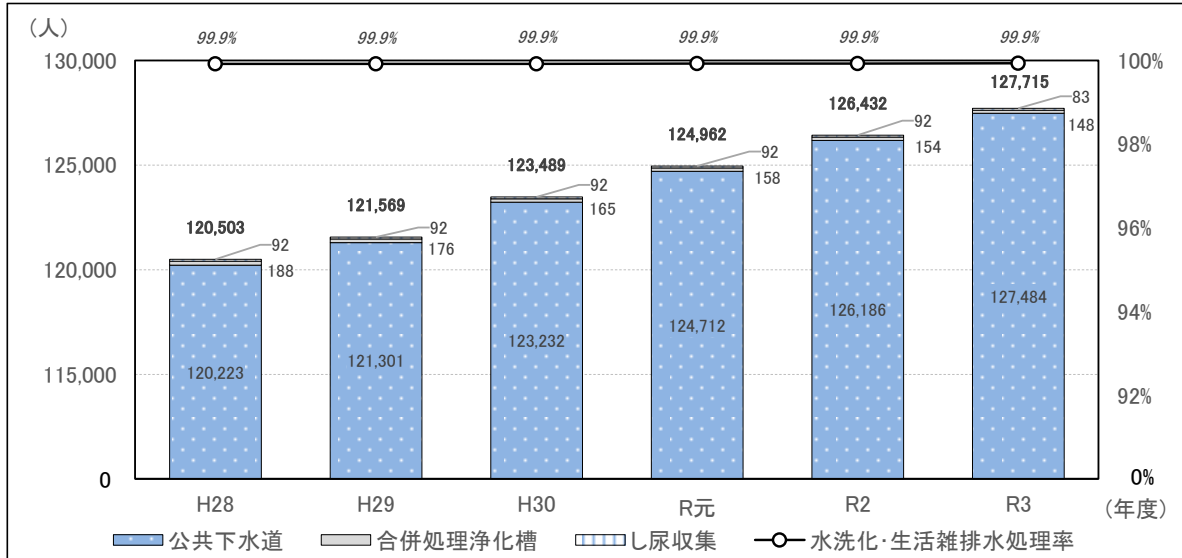


図1-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

参考① 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
計画処理区域内人口	人	120,503	121,569	123,489	124,962	126,432	127,715
水洗化・生活雑排水処理人口	人	120,411	121,477	123,397	124,870	126,340	127,632
水洗化・生活雑排水処理率※	%	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
公共下水道(接続人口)	人	120,223	121,301	123,232	124,712	126,186	127,484
合併処理浄化槽	人	188	176	165	158	154	148
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	0	0	0	0	0	0
非水洗化人口	人	92	92	92	92	92	83
し尿収集人口	人	92	92	92	92	92	83
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0

※ 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

資料: 一般廃棄物処理実態調査結果(各年度10月1日時点)

(2) し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

し尿・浄化槽汚泥収集量は減少傾向にあり、令和3(2021)年度は133kL/年となりました。

し尿・浄化槽汚泥収集量の推移を図1-2-2に示します。

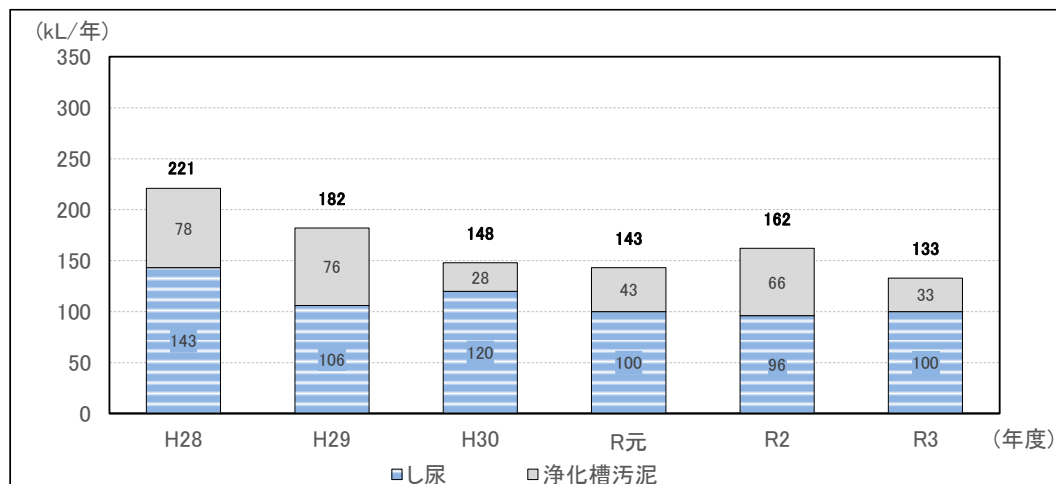


図1-2-2 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

参考② し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

項目	単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
し尿	kL/年	143	106	120	100	96	100
浄化槽汚泥*	kL/年	78	76	28	43	66	33
合計	kL/年	221	182	148	143	162	133

※浄化槽汚泥は、合併浄化槽汚泥、単独浄化槽汚泥の合算値

(3) し尿・浄化槽汚泥処理原価

し尿・浄化槽汚泥処理に関する経費は、令和3(2021)年度は42,631千円となりました。平成29(2017)年以降、1kL当たり経費は減少したものの、令和2(2020)年度に大きく増加し、令和3(2021)年度は再び減少しています。

し尿・浄化槽汚泥処理原価の推移を図1-2-3に示します。

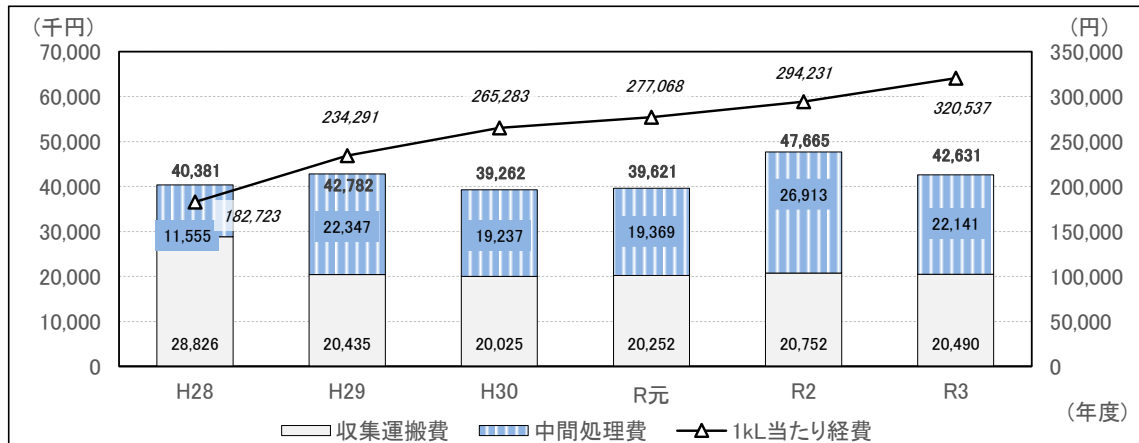


図1-2-3 し尿・浄化槽汚泥処理原価の推移

参考③ し尿・浄化槽汚泥処理原価の推移

項目	単位	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
収集運搬費	千円	28,826	20,435	20,025	20,252	20,752	20,490
中間処理費	千円	11,555	22,347	19,237	19,369	26,913	22,141
合計	千円	40,381	42,782	39,262	39,621	47,665	42,631
1kL当たり経費	円	182,723	234,291	265,283	277,068	294,231	320,537
し尿等処理量	kL/年	221	182	148	143	162	133

3. 本市の抱える生活排水処理の課題

下水道の整備を推進し、処理区域の更なる拡充を図るとともに、整備が完了している処理区域内については、今後も関係部署と連携を図り、未接続世帯等に対して接続を促す必要があります。

第2章 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水を適正に処理し、身近な公共用水域の水質改善を図るため、生活排水対策に取り組み、快適で豊かな水環境の形成に努めることを基本理念とします。

2. し尿・浄化槽汚泥処理の目標

公共下水道への接続促進等により、水洗化・生活雑排水処理率の向上を目指します。

表 2-2-1 し尿・浄化槽汚泥処理の目標

項目	現状(平成28(2016)年度)	目標(令和10(2028)年度)
水洗化・生活雑排水処理率	99.9%	100.0%

3. し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集・運搬計画

生活圏から発生するし尿等の収集・運搬は、引き続き本市が実施主体となり、より迅速かつ衛生的な収集・運搬体制の構築を図ります。

(2) 中間処理計画

中間処理は、湖南衛生組合での処理体制を継続します。

資 料 編

資料1. 本市の産業構造

本市の産業構造は、事業所数、従業者数ともに第3次産業が9割以上を占めています。産業構造を表1-1、図1-1及び図1-2に示します。

表1-1 産業構造

項目		事業所数（件）	従業者数（人）
第1次産業	農業、林業	7	23
	漁業	-	-
	小計	7	23
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
	建設業	222	1,659
	製造業	88	1,216
	小計	310	2,875
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	4
	情報通信業	92	1,768
	運輸業、郵便業	25	481
	卸売業、小売業	716	6,686
	金融業、保険業	38	529
	不動産業、物品賃貸業	371	1,585
	学術研究、専門・技術サービス業	234	2,711
	宿泊業、飲食サービス業	482	4,591
	生活関連サービス業、娯楽業	288	1,279
	教育、学習支援業	221	3,318
	医療、福祉	491	6,303
	複合サービス事業	13	327
	サービス業（他に分類されないもの）	171	2,788
	公務（他に分類されるものを除く）	20	1,284
小計	3,164	33,654	
総計	3,481	36,552	

資料：令和3（2021）年経済センサスー活動調査

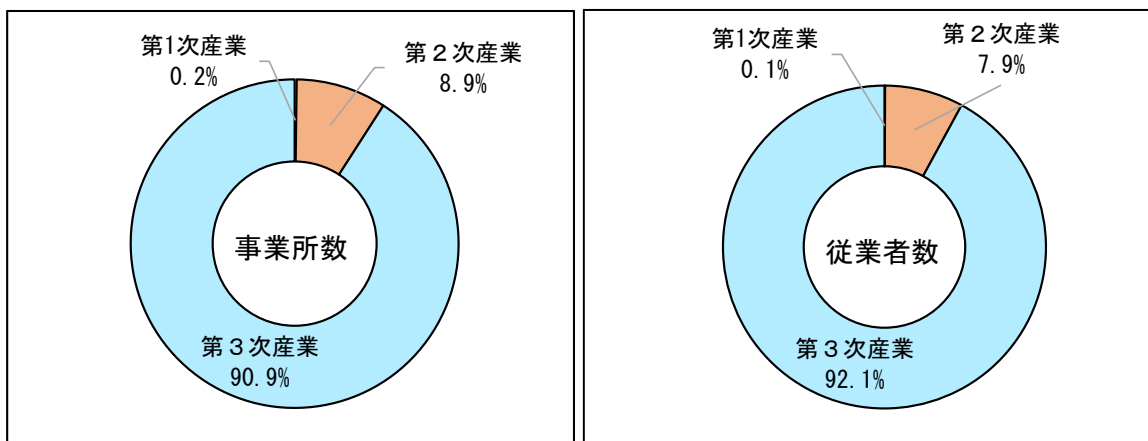


図1-1 産業構造（事業所数）

図1-2 産業構造（従業者数）

資料2. ごみ・資源物処理の経緯

ごみ・資源物処理に関する主な経緯を表2-1に示します。

表2-1 ごみ・資源物処理に関する主な経緯

昭和 28(1953)年	・リヤカー、手押し車による各戸収集開始
昭和 31(1956)年	・処理能力日量7トンの焼却炉が完成
昭和 39(1964)年	・ポリバケツを設置し、生ごみを回収する方式を採用
昭和 41(1966)年	・焼却炉を処理能力日量 40トンに改造 ・もやせないごみ回収の専用缶を設置
昭和 46(1971)年	・浄化槽の清掃作業費の住民負担に対して補助金交付を開始
昭和 50(1975)年	・粗大ごみ収集を開始
昭和 55(1980)年	・ごみ処理問題解決のため「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」が設立。最終処分場建設の検討開始
昭和 59(1984)年	・日の出町に最終処分場が開場 ・地域の自治会や団体で行われる資源回収に対する奨励金制度が開始
昭和 60(1985)年	・清掃センター(処理能力日量 140トン)が本格稼働開始(10月)
平成5(1993)年	・市内西側地区で資源物の収集を開始
平成7(1995)年	・資源物の収集を市内全域に拡大(7月)
平成 10(1998)年	・事業系ごみの収集処理の有料化を開始(7月)
平成 11(1999)年	・せん定枝をチップ化し、たい肥として再利用を開始(11月)
平成 12(2000)年	・ペットボトルの拠点回収を開始(3月) ・「有害ごみの日」を新設し、乾電池・スプレー缶の個別収集を開始(9月) ・市内一部地域で資源プラスチックの収集を開始(12月)
平成 11(1999)年 ～平成 12(2000)年	・粗大ごみのうち使用可能な家具類について、修理・加工をシルバー人材センターに委託し、平成 12(2000)年度より定期的に販売を実施
平成 12(2000)年 ～平成 13(2001)年	・ダイオキシン類削減対策工事を実施
平成 14(2002)年	・資源プラスチックの収集を市内全域で開始(1月)
平成 16(2004)年	・西元町に完成した保管施設「国分寺市ストックヤード」において、回収したビンの選別作業を開始。(4月)
平成 17(2005)年	・粗大ごみの有料化を開始(10月)
平成 19(2007)年	・戸別収集を市内全域で開始(1月) ・高齢や障害等でごみ出しが困難な世帯を対象に、ふれあい訪問収集を開始(1月)
平成 22(2010)年	・学校給食残さのたい肥化が5校から 10校に拡大(9月) ・事業系ごみ(持込)手数料を改定(10月)
平成 23(2011)年	・学校給食残さのたい肥化が公設保育園6施設に拡大(4月) ・せん定枝の戸別収集を開始(4月) ・清掃センター及びストックヤードで陶磁器の拠点収集を開始(8月)
平成 25(2013)年	・公民館、地域センターなどで陶磁器・小型家電・金物の拠点収集を開始(3月) ・収集品目及び収集頻度を見直し(4月) ・一般家庭 10世帯以上を対象とする生ごみの拠点収集によるたい肥化事業を開始(5月) ・家庭廃棄物処理手数料を総合的に見直し、もやせるごみ、もやせないごみの市収集・運搬手数料の有料化を開始(6月) ・し尿処理手数料の改定を実施(6月)
平成 26(2014)年	・「日野市 国分寺市 小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」締結(3市共同処理による新可燃ごみ処理施設の稼働を目指し準備を開始)(1月)

	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センターを拠点とした生ごみたい肥化事業(個人登録), むいぐるみ・かばん・靴・ベルト類・廃食用油の回収を開始(3月) ・むいぐるみ・かばん・靴・ベルト・廃食用油の公共施設での臨時拠点収集と「分別よろず相談所」を開始(11月)
平成 27(2015)年	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別アプリの配信を開始(3月) ・資源物持去り行為禁止を条例に規定し施行(4月) ・日野市・国分寺市・小金井市の3市による新可燃ごみ処理施設建設のための「浅川清流環境組合」を設立(7月) ・もやせるごみ以外のごみ, 資源物の処理を継続するため, 清掃センター跡地に(仮称)リサイクルセンターを建設することを決定(11月)
平成 28(2016)年	<ul style="list-style-type: none"> ・宅配によるパソコン回収を開始(7月) ・電気式生ごみ処理機から出る乾燥生成物の戸別収集を開始(9月)
平成 29(2017)年	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画策定(3月)
平成 30(2018)年	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センター内でチップ化していたせん定枝について, 再資源化業者への処理委託へ変更(4月)
令和元(2019)年	<ul style="list-style-type: none"> ・本多公民館にて生ごみと廃食用油の拠点収集を開始(7月) ・浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始に伴い, もやせるごみの搬入を開始(12月)
令和2(2020)年	<ul style="list-style-type: none"> ・浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設本格稼働(4月) ・事業系ごみ持込手数料の改定(4月) ・ペットボトルの戸別収集開始(7月) ・新型コロナウイルス感染症環境対策給付金を家庭ごみ収集運搬, 処理委託業務を担う従事者に給付(7月)
令和3(2021)年	<ul style="list-style-type: none"> ・せん定枝・落ち葉・下草の戸別収集開始(4月)

資料3. ごみ・資源物処理施設の概要

(1) 中間処理施設

昭和60(1985)年に従来の清掃工場(処理能力40t/日)の隣接地に現在の清掃センター(140t/日)を建設し、現在も稼働しています。

清掃センターでは、もやせないごみ、粗大ごみの選別・破砕、資源プラスチック、カンの圧縮・梱包を行っています。

また、もやせるごみについては、令和2(2020)年4月から浅川清流環境組合において、3市による可燃ごみの共同処理を開始しています。

平成12(2000)・13(2001)年度には、ダイオキシン類の発生を一層抑制するため、大規模な改修工事を実施しました。また、平成16(2004)年度からは西元町に完成した保管施設「国分寺市ストックヤード」において、回収したビンの選別作業を行っています。

清掃センターの概要を表3-1に、ストックヤードの概要を表3-2に、可燃ごみ処理施設(浅川清流環境組合)の概要を表3-3に示します。

表3-1 清掃センターの概要

焼却処理施設(休止中)	
区 分	内 容
所 在 地	国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8
敷地面積・用途地域	11,310㎡ 第二種住居地域(一部 第一種低層住居専用地域を含む)
建設面積・延床面積	2,454㎡(工場棟)・5,605㎡
建 設 年 月	着工:昭和58(1983)年7月 竣工:昭和60(1985)年10月
種 類	全連続燃焼式
処 理 能 力	70t/日×2基
処 理 対 象	もやせるごみ
破砕処理施設	
区 分	内 容
施 設 名	国分寺市清掃センター
建 設 年 月	着工:昭和58(1983)年7月 竣工:昭和60(1980)年10月
種 類	剪断式
処 理 能 力	30t/5H×1基
処 理 対 象	もやせないごみ, 粗大ごみ, カン, 資源プラスチック

表3-2 スtockヤードの概要

保管施設	
区 分	内 容
所 在 地	国分寺市西元町二丁目9番6号
敷地面積・用途地域	980.34㎡
建設面積・延床面積	145.8㎡・243㎡
建 設 年 月	着工:平成15(2013)年10月 竣工:平成16(2014)年3月
種 類	選別作業
処 理 能 力	4.4t/日(250日)
処 理 対 象	ビン

表 3-3 可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合）の概要

焼却処理施設	
区 分	内 容
所 在 地	東京都日野市石田一丁目210番地の2
建設面積・延床面積	約5,180㎡・約14,920㎡
建 設 年 月	着工：平成29(2017)年11月 竣工：令和2(2020)年3月
処 理 方 法	全連続燃焼式(ストーカ炉)
処 理 能 力	114t/日×2基
処 理 対 象	もやせるごみ

(2) 最終処分場

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設でもやせるごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成 18(2016)年 7 月から二ツ塚処分場（日の出町）内のエコセメント化施設で資源化しています。

もやせないごみ由来の不燃残さ（資源物を取り除いた残り）について、平成 28(2016)年度までは二ツ塚処分場（日の出町）に埋立て、最終処分を行ってきましたが、平成 29(2017)年度より民間施設で資源化しています。

二ツ塚処分場の概要を表 3-4 に、エコセメント化施設の概要を表 3-5 に示します。

表 3-4 二ツ塚処分場の概要（東京たま広域資源循環組合）

区 分	内 容
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642番地
敷地面積・用途地域	600,000㎡(60ha)・指定なし
建 設 年 月	第1期 着工：平成7(1995)年度 竣工：平成10(1998)年度 第2期 着工：平成12(2000)年度 竣工：平成14(2002)年度 第3期 着工：埋立状況に応じ実施
埋 立 面 積	18.4ha
埋 立 容 量	3,700,000㎡
埋立容量(廃棄物)	2,500,000㎡
埋 立 期 間	平成9(1997)年度から令和9(2027)年度
埋 立 物	不燃残さ及び焼却不適ごみ
埋 立 方 式・種 類	セル方式, 管理型

表 3-5 エコセメント化施設の概要（東京たま広域資源循環組合）

区 分	内 容
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642番地
面 積	46,000㎡(4.6ha)
工 事 の 着 工	造成工事 平成15(2003)年2月 建設工事 平成16(2004)年1月
施 設 の 稼 働	平成18(2006)年7月
施 設 規 模	焼却残さ等の処理能力 約330t/日(平均処理量 約300t/日) エコセメントの生産能力 約520t/日(平均生産量430t/日)
処 理 対 象 物	多摩地域各市町のごみ焼却施設から排出される焼却残さ

資料4. ごみ組成調査の調査方法等

第1章 1. ごみ・資源物処理の現状と性状 (6) ごみの組成調査 (9ページ) の調査方法, 調査実施日は下記のとおりです。

(1) 調査方法

家庭系ごみ (もやせるごみ, もやせないごみ, 資源プラスチック) について, 市内を国分寺市都市計画マスタープランで分類されている5地域に分けて組成調査を行い, 地域特性等を把握できるようにしました。

1地域内から万遍なく試料を採取できるよう各町を収集している複数の車両からピックアップし, 破袋後十分に混合した上で, 四分法 (平均試料を採取する方法) により試料を採取し, 分類しました。

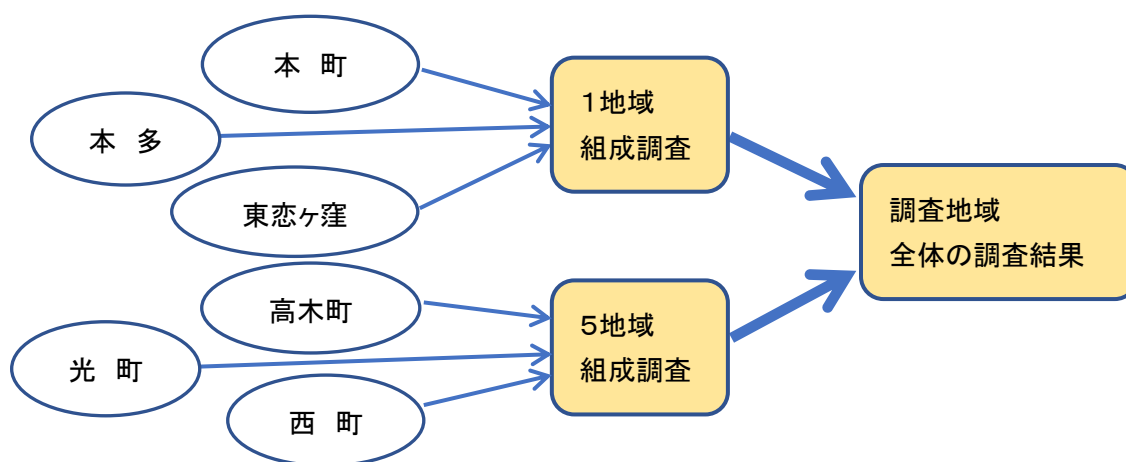


図4-1 国分寺市ごみ組成調査イメージ図

(2) 調査実施日

令和4(2022)年10月

区分	調査対象地域	もやせるごみ	もやせないごみ	資源プラスチック
1地域	本町・本多・東恋ヶ窪	3日(月)	18日(火)	14日(金)
2地域	南町・東元町・西元町・泉町	24日(月)	4日(火)	4日(火)
3地域	西恋ヶ窪・日吉町・内藤	4日(火)	21日(金)	3日(月)
4地域	新町・北町・並木町・戸倉・東戸倉・富士本	18日(火)	13日(木)	24日(月)
5地域	高木町・光町・西町	21日(金)	14日(金)	13日(木)

資料5. ごみ・資源物量及び処理・処分量等の推計

(1) 推計手法

ごみ・資源物量及び処理・処分量等の推計は、図5-1に示す手順で行いました。

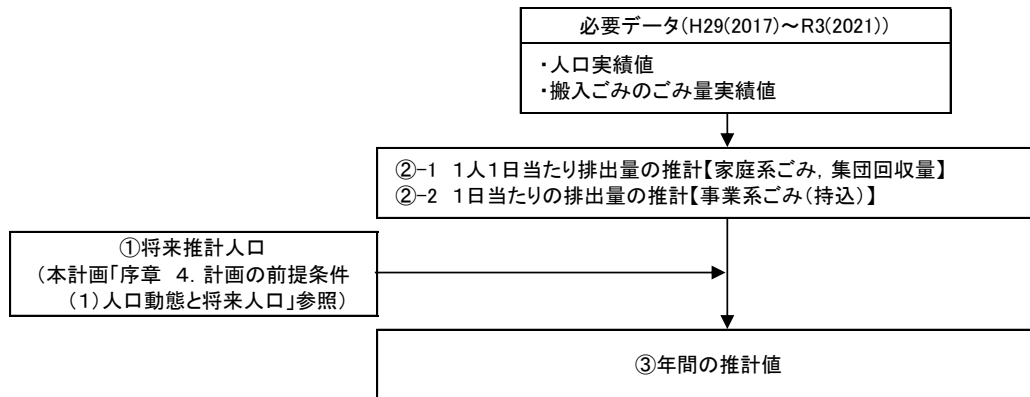


図5-1 ごみ排出量及び処理・処分量の予測の予測フロー

① 将来人口の推計

本計画で用いる将来人口は、「序章4. 計画の前提条件(1)人口動態と将来人口」の推計値を用います。

②-1 1人1日当たり排出量の推計

【家庭系ごみ, 集団回収量】

1人1日当たり排出量の推計は、過去のごみ・資源物量の実績値(p.14以降, 第1章2. 本計画の目標達成状況・見込み等参照)及び人口実績値を基に、「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月 環境省)」に示されているごみ発生量の将来推計に準じた統計手法を用いて、推計式から算出しています。

なお、推計式(等差級数法, 対数級数法, 等比級数法, ベキ曲数法, 逆数級数法)は、現実的な増減を示している式のうち、過去の実績の傾向と最も関係性がある式を採用しています。ただし、推計式による算出結果が現実的な増減傾向を示さない場合又は将来にわたって増加または減少を継続しない場合は、直近[令和3年(2021)]の実績値や実績の平均値等に調整しています。

②-2 1日当たりの排出量の推計

【事業系ごみ】

過去の1日当たりの事業系ごみ量を推計式にあてはめ算出しています。

【推計式の特性】

Y : 推計値 a, b : 係数 ln, e : 自然対数, 逆対数 X : 年度

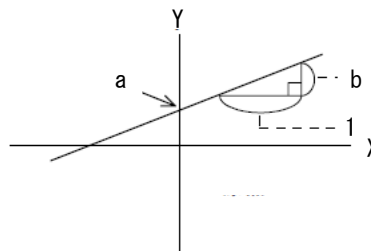
○等差級数法 ($Y = a + bX$)

過去の傾向を直線式で表す方法。

Xに年度が入るので、

b > 0 の場合は年ごとに増加、

b < 0 の場合は年ごとに減少となる。



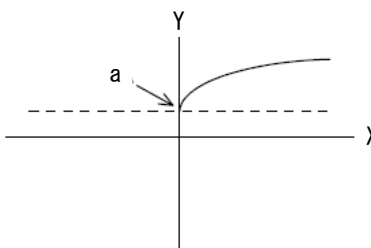
○対数級数法 ($Y = a + b \times \ln X$)

一次式の $y = a + bx$ に比べると、

Xの対数をとることより増加傾向・

減少傾向を安定傾向へ持っていく

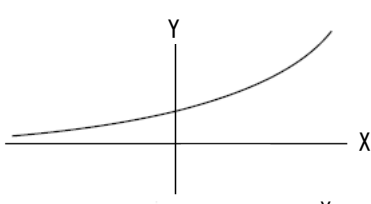
場合に用いられる。



○等比級数法 ($Y = a \times e^{bX}$)

一定の割合 (係数 1 + b) で増加又は

減少する曲線となる。

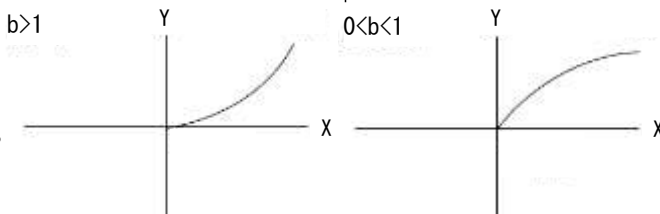


○べき級数法 ($Y = a \times X^b$)

曲線を示す推計式。過去の実績値

と比較的あてはまりがよく、人口

予測式として用いられることが多い。



○逆数級数法 ($Y = a + b \div X$)

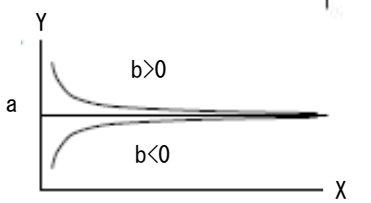
経年的に増加又は減少し、

無限年後に定数 a に達する曲線となる。

人口がある上限値に向かい増加する場合、

またはある下限値に向かい減少する場合

に採用する。



③ 年間量の推計値

【家庭系ごみ, 集団回収量】

②で算出した1人1日当たり排出量の推計に、将来推計人口 (p. 4 序章 4. 計画の前提条件 (1) 人口動態と将来人口 参照) と年間日数 (365 日) を乗じて算出しています。

【事業系ごみ】

過去の1日当たりの事業系ごみ量を推計式にあてはめ、年間日数 (365 日) を乗じて算出しています。

【処理後のリサイクル率, 焼却量, 埋立処分量】

過去の実績を基に残さ発生率や処理後資源物回収率 (実績比率) を設定し、年間の「ごみ・資源物量」を乗じて算出しています。

(2) 推計結果

① 家庭系もやせるごみ

家庭系もやせるごみは、令和2、3年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたと考えられます。コロナ禍以降は、以前の生活に戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症拡大により変化したライフスタイルが習慣化している部分もあり、今後急激に増加することは考えにくいいため、直近の令和3年度実績値としました。

推計結果（1人1日当たりの家庭系もやせるごみ）を表5-1及び図5-2に示します。

表5-1 推計結果（1人1日当たりの家庭系もやせるごみ）

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	311.2	R4	283.5	令和3(2021)年度の実績値
H30	308.8	R5	283.5	
R元	309.1	R6	283.5	
R2	317.2	R7	283.5	採用理由
R3	283.5	R8	283.5	
		R9	283.5	
		R10	283.5	

令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による増減が大きく、過去5年間の実績を用いた推計式は過去の傾向を反映しているとは言えないため、直近の令和3年度実績値を採用しました。

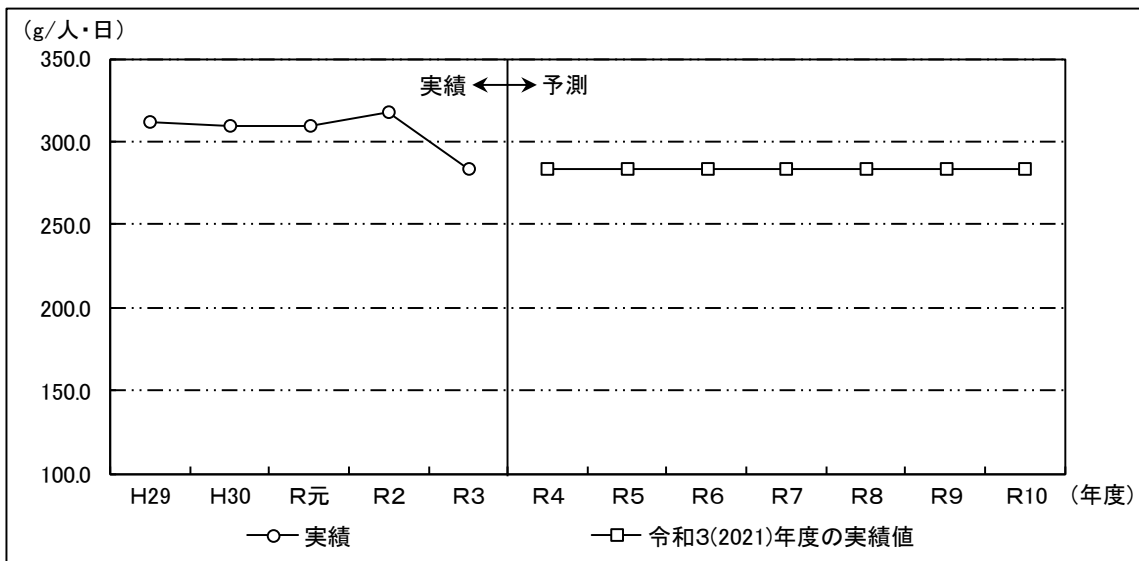


図5-2 推計結果（1人1日当たりのもやせるごみ）

② もやせないごみ

もやせないごみは、過去5年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの家庭系もやせるごみ）を表5-2及び図5-3に示します。

表5-2 推計結果（1人1日当たりのもやせないごみ）

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	38.7	R4	38.2	等比級数法 $Y=a \cdot e^{bx}$
H30	35.4	R5	38.4	
R元	37.4	R6	38.5	採用理由 過去5年間の実績を反映する推計式は、いずれも増加傾向を示しており、そのうち最も相関性が高い推計式である等比級数法を採用しました。
R2	40.4	R7	38.7	
R3	37.0	R8	38.9	
		R9	39.0	
		R10	39.2	

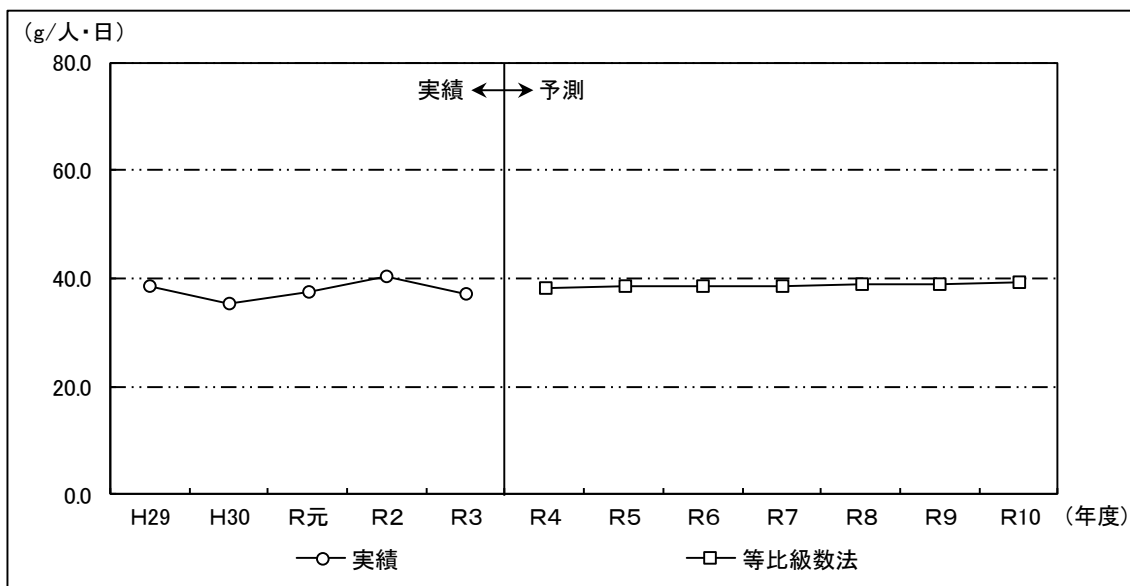


図5-3 推計結果（1人1日当たりのもやせないごみ）

③ 粗大ごみ

粗大ごみは、過去3年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの粗大ごみ）を表5-3及び図5-4に示します。

表5-3 推計結果（1人1日当たりの粗大ごみ）

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	19.6	R4	22.2	等差級数法 $Y=a+bx$
H30	19.1	R5	22.8	
R元	20.8	R6	23.4	
R2	23.9	R7	24.0	採用理由
R3	22.8	R8	24.6	令和2、3年度の増減については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的な増加があったと考えられます。そのため、直近5年間のうち令和2・3年度を除く過去3年間(平成29・30・令和元年度)の実績で推計を行いました。推計式は、すべて増加傾向を示しており、最も相関性の高い等差級数法を採用しました。
		R9	25.2	
		R10	25.8	

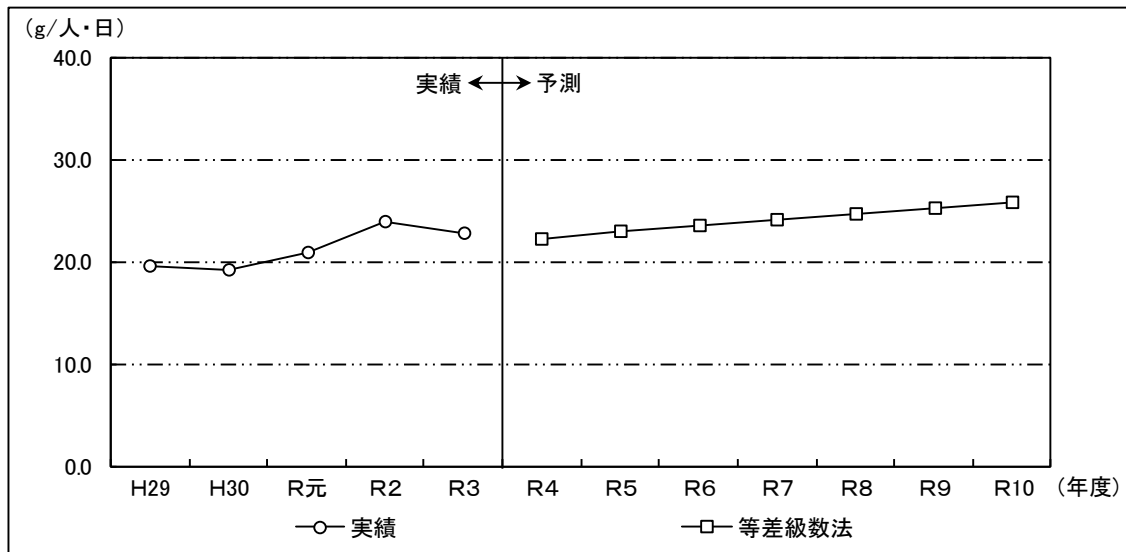


図5-4 推計結果（1人1日当たりの粗大ごみ）

④ 有害ごみ

有害ごみは、過去5年間の実績を用いて予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの有害ごみ）を表5-4及び図5-5に示します。

表5-4 推計結果（1人1日当たりの有害ごみ）

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	0.9	R4	1.0	過去5年間の平均値
H30	1.0	R5	1.0	
R元	1.0	R6	1.0	採用理由 過去5年間の実績は0.9から1.0g/人・日とほぼ横ばいで、平成29年度以前も0.9から1.1g/人・日で推移しており、今後も大きな変化はないと考えられるため、直近の過去5年間の平均値(1.0g/人・日)を採用しました。
R2	1.0	R7	1.0	
R3	0.9	R8	1.0	
		R9	1.0	
		R10	1.0	

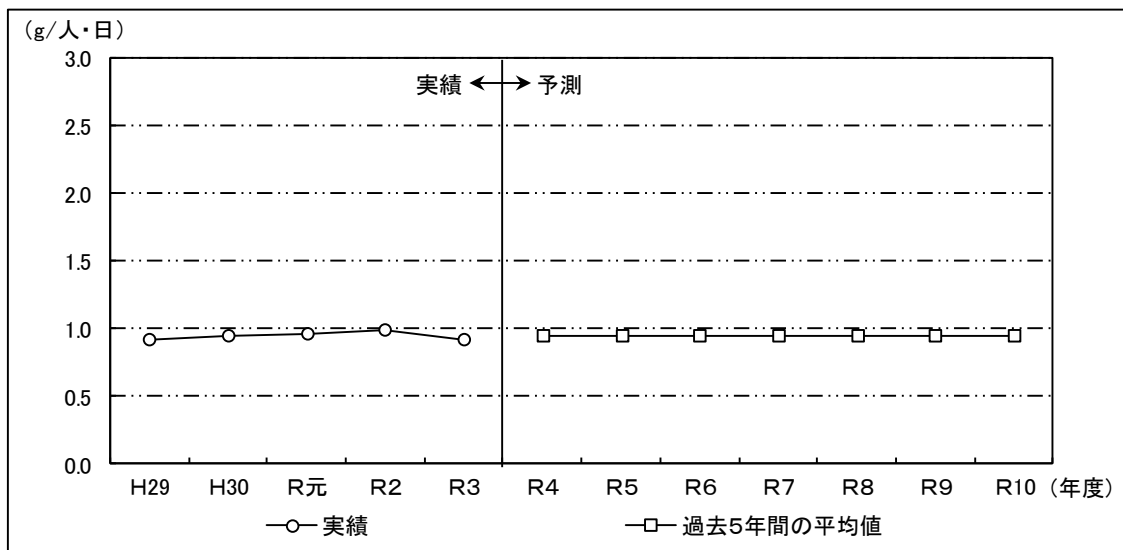


図5-5 推計結果（1人1日当たりの有害ごみ）

⑤ 資源物（紙類・衣類・布類）

資源物（紙類・衣類・布類）は、過去4年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類））を表5-5及び図5-6に示します。

表5-5 推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類））

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	102.7	R4	98.2	逆数級数法 $Y=a+b/x$
H30	98.6	R5	97.7	
R元	98.1	R6	97.2	採用理由 令和2年度の一時的な増加は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったと考えられるため、直近5年間のうち令和2年度を除く過去4年間（平成29・30・令和元・3年度）の実績で推計を行いました。推計式は、すべて減少傾向を示しており、最も相関性の高い逆数級数法を採用しました。
R2	104.7	R7	96.7	
R3	99.9	R8	96.2	
		R9	95.7	
		R10	95.2	

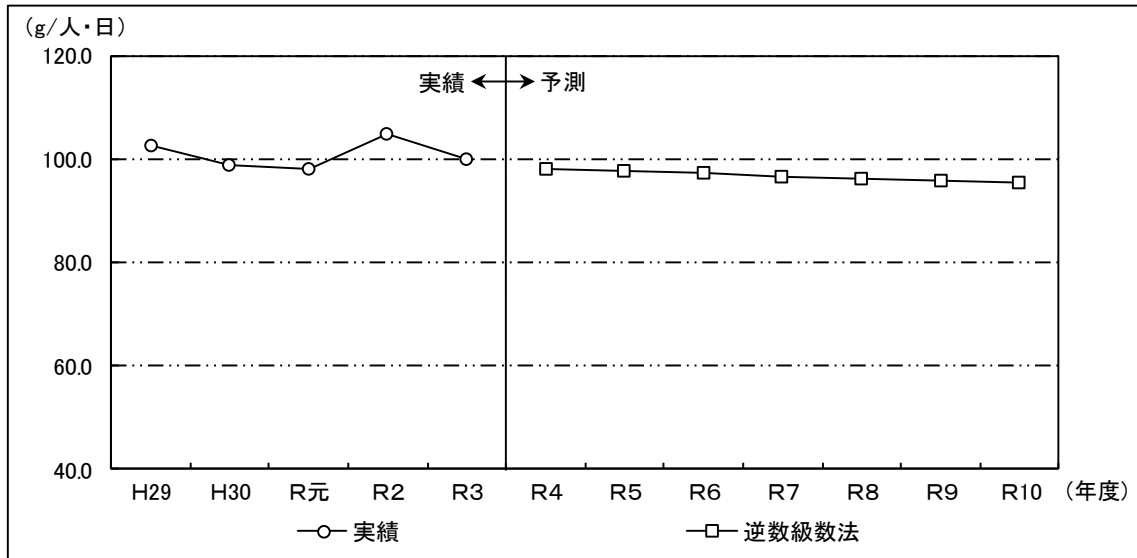


図5-6 推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類））

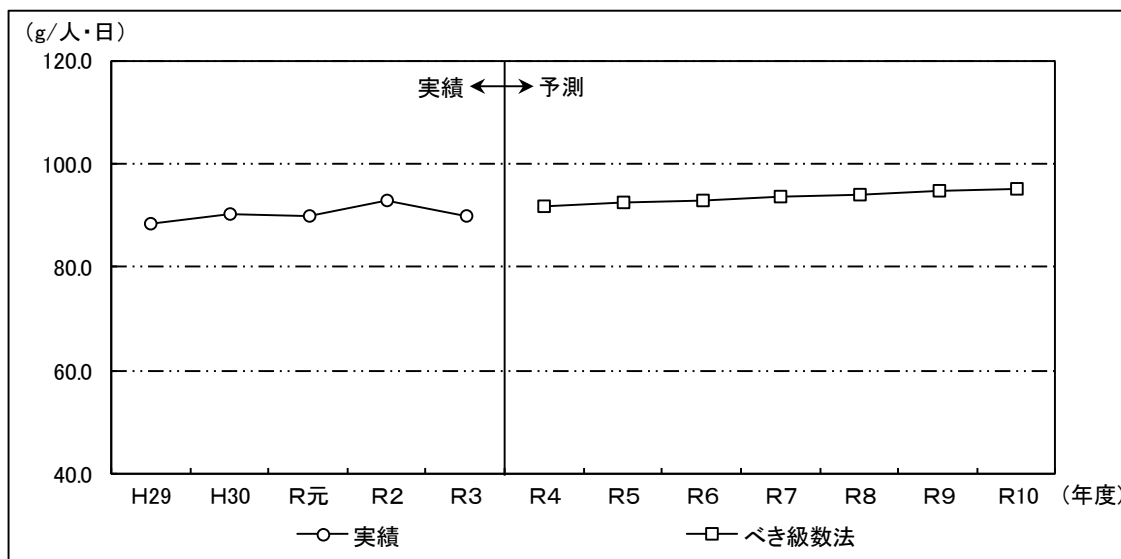
⑥ 資源物（紙類・衣類・布類、せん定枝以外）

資源物（紙類・衣類・布類、せん定枝以外）は、過去5年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類、せん定枝以外））を表5-6及び図5-7に示します。

表5-6 推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類、せん定枝以外））

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	88.3	R4	91.8	べき級数法 $Y=a \cdot x^b$
H30	90.3	R5	92.4	
R元	90.0	R6	93.0	採用理由 過去5年間の実績を反映する推計式は、いずれも増加傾向を示しており、そのうち最も相関性が高い推計式であるべき級数法を採用しました。
R2	92.7	R7	93.5	
R3	89.8	R8	94.1	
		R9	94.6	
		R10	95.2	



紙類・衣類・布類、せん定枝以外

: ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、給食残さ、たい肥化生ごみ、陶磁器、小型家電・金物、刃物類（危険品）、かばん・靴・食用油等の合計

図5-7 推計結果（1人1日当たりの資源物（紙類・衣類・布類、せん定枝以外））

⑦ 資源物（せん定枝）

資源物（せん定枝・落ち葉・下草）は、令和3年度から戸別収集を開始し、大幅に増加しているため、直近の令和3年度実績値としました。

推計結果（1人1日当たりの資源物（せん定枝））を表5-7及び図5-8に示します。

表5-7 推計結果（1人1日当たりの資源物（せん定枝））

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	3.7	R4	28.3	令和3(2021)年度の実績値
H30	3.1	R5	28.3	
R元	3.7	R6	28.3	採用理由 令和3年度からせん定枝・落ち葉・下草の戸別収集を開始したことにより、収集量が大きく増加しました。今後も同様の収集量が見込まれるため、令和3年度の実績値を採用しました。
R2	4.2	R7	28.3	
R3	28.3	R8	28.3	
		R9	28.3	
		R10	28.3	

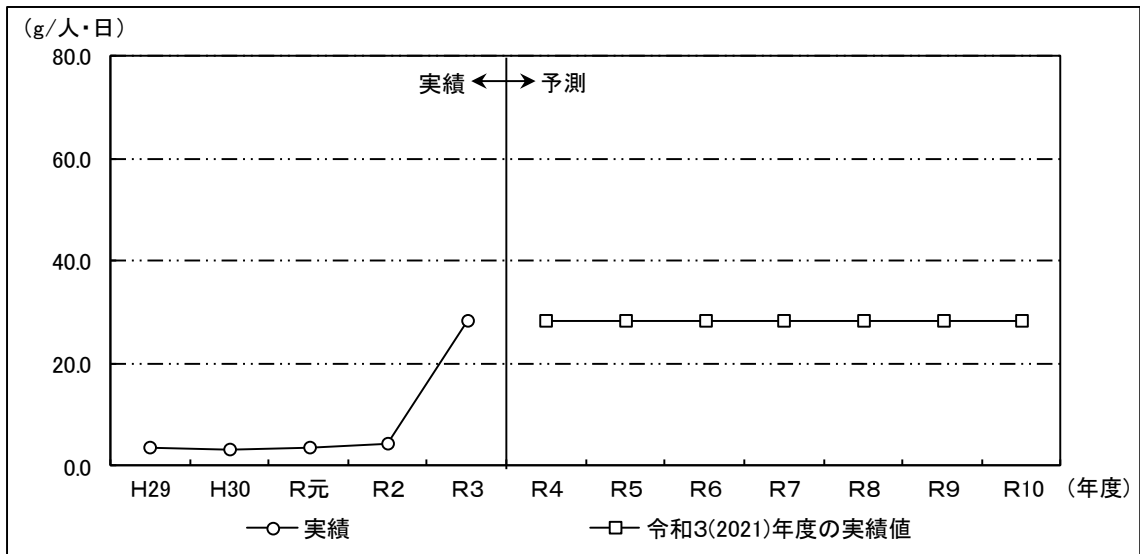


図5-8 推計結果（1人1日当たりの資源物（せん定枝））

⑧ 集団回収

集団回収は、過去4年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1人1日当たりの集団回収）を表5-8及び図5-9に示します。

表5-8 推計結果（1人1日当たりの集団回収）

年度	実績 (g/人・日)	年度	推計結果 (g/人・日)	推計式
H29	59.9	R4	61.8	等比級数法 $Y=a \cdot e^{bx}$
H30	61.3	R5	61.3	
R元	67.0	R6	60.7	採用理由 令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、減少しています。近年の動向を反映するため、直近5年間のうち平成29年度を除く過去4年間（平成30・令和元・2・3年度）の実績で推計を行いました。推計式は、すべて減少傾向を示しており、最も相関性の高い等比級数法を採用しました。
R2	64.4	R7	60.2	
R3	60.3	R8	59.6	
		R9	59.1	
		R10	58.6	

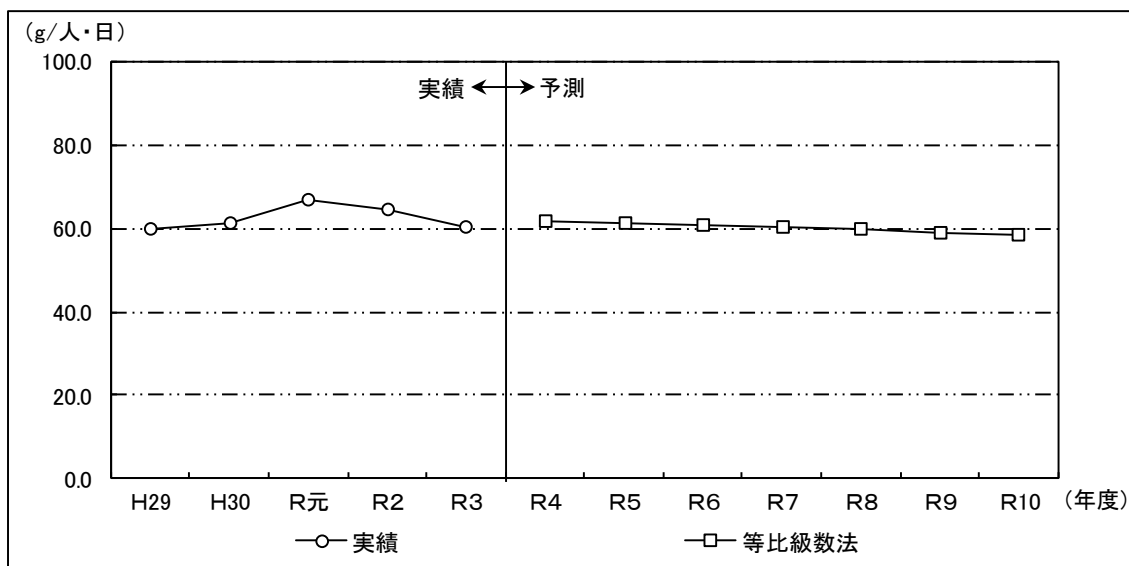


図5-9 推計結果（1人1日当たりの集団回収）

⑨ 事業系ごみ

事業系ごみは、過去5年間の実績を用いて推計式により予測を行いました。

推計結果（1日当たりの事業系もやせるごみ）を表5-9及び図5-10に示します。

表5-9 推計結果（1日当たりの事業系ごみ（持込））

年度	実績 (t/日)	年度	推計結果 (t/日)	推計式
H29	6.7	R4	7.0	等比級数法 $Y=a \cdot e^{\hat{b}x}$
H30	7.7	R5	6.9	
R元	8.6	R6	6.9	採用理由 過去5年間の実績を反映する推計式は、いずれも減少傾向を示しており、そのうち最も相関性が高い推計式である等比級数法を採用しました。
R2	6.3	R7	6.8	
R3	7.0	R8	6.7	
		R9	6.7	
		R10	6.6	

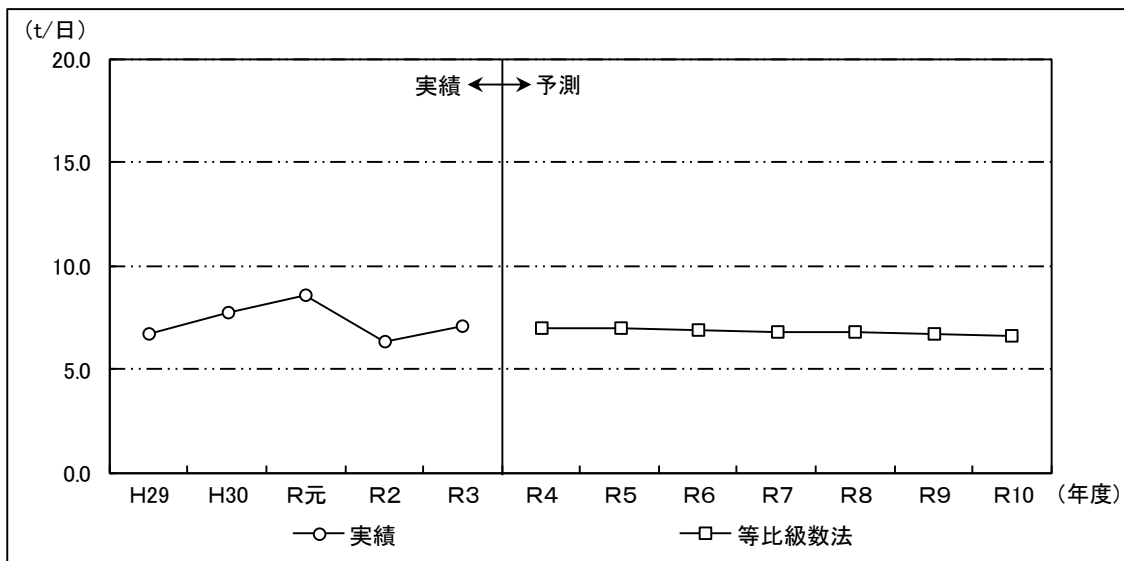


図5-10 推計結果（1日当たりの事業系ごみ）

(3) 推計結果のまとめ

推計結果のまとめを表5-10から5-11に示します。

表5-10 推計結果のまとめ (排出量)

排出量		実績					予測							
		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
人口		121,569	123,489	124,962	126,432	127,715	128,011	128,691	129,153	129,577	129,973	130,318	130,630	
家庭系ごみ	t/年	25,076	25,071	25,612	26,955	26,210	26,319	26,498	26,631	26,757	26,878	26,989	27,093	
	g/人・日	620.1	618.7	628.5	634.1	617.4	618.1	618.1	618.2	618.3	618.5	618.7	618.9	
もやせるごみ	t/年	13,810	13,920	14,135	14,636	13,210	13,246	13,317	13,364	13,408	13,449	13,485	13,517	
	g/人・日	311.2	308.8	309.1	317.2	283.5	283.5	283.5	283.5	283.5	283.5	283.5	283.5	
もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,817	1,831	1,844	1,857	1,869	
	g/人・日	38.6	35.4	37.4	40.4	37.0	38.2	38.4	38.5	38.7	38.9	39.0	39.2	
粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	1,105	1,137	1,169	1,200	1,232	
	g/人・日	19.6	19.1	20.8	23.9	22.8	22.2	22.8	23.4	24.0	24.6	25.2	25.8	
有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	45	45	45	45	45	
	g/人・日	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
資源	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,204	10,260	10,300	10,336	10,371	10,402	10,430	
	g/人・日	194.7	192.0	191.8	201.6	218.1	218.4	218.4	218.5	218.5	218.6	218.7	218.7	
事業系ごみ	t/年	2,441	2,815	3,134	2,306	2,570	2,561	2,536	2,511	2,487	2,463	2,440	2,416	
	g/人・日	55.0	62.5	68.5	50.0	55.1	54.8	54.0	53.3	52.6	51.9	51.3	50.7	
	t/日	6.69	7.71	8.56	6.32	7.04	7.02	6.95	6.88	6.81	6.75	6.68	6.62	

項目別

もやせるごみ	t/年	16,251	16,735	17,269	16,942	15,780	15,807	15,852	15,876	15,896	15,913	15,925	15,933
	g/人・日	366.2	371.3	377.6	367.1	338.6	338.3	337.5	336.8	336.1	335.4	334.8	334.2
もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,817	1,831	1,844	1,857	1,869
	g/人・日	38.6	35.4	37.4	40.4	37.0	38.2	38.4	38.5	38.7	38.9	39.0	39.2
粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	1,105	1,137	1,169	1,200	1,232
	g/人・日	19.6	19.1	20.8	23.9	22.8	22.2	22.8	23.4	24.0	24.6	25.2	25.8
有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	45	45	45	45	45
	g/人・日	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
資源物	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,204	10,260	10,300	10,336	10,371	10,402	10,430
	g/人・日	194.7	192.0	191.8	201.6	218.1	218.4	218.4	218.5	218.5	218.6	218.7	218.7
集団回収	t/年	2,657	2,764	3,063	2,971	2,812	2,888	2,877	2,862	2,846	2,830	2,812	2,794
	g/人・日	59.9	61.3	67.0	64.4	60.3	61.8	61.3	60.7	60.2	59.6	59.1	58.6
ごみ・資源物量	t/年	30,174	30,650	31,809	32,232	31,592	31,768	31,910	32,005	32,091	32,172	32,241	32,303
	g/人・日	679.9	680.0	695.5	698.5	677.8	679.9	679.4	678.9	678.5	678.1	677.8	677.5

資源物内訳

紙類・衣類・布類	t/年	4,557	4,444	4,487	4,832	4,659	4,588	4,588	4,582	4,573	4,564	4,552	4,539
	g/人・日	102.7	98.6	98.1	104.7	99.9	98.2	97.7	97.2	96.7	96.2	95.7	95.2
新聞	t/年	419	364	326	294	301	296	296	296	295	295	294	293
雑誌・雑紙	t/年	2,519	2,467	2,461	2,489	2,313	2,278	2,278	2,275	2,271	2,266	2,260	2,254
ダンボール	t/年	1,027	1,017	1,066	1,299	1,316	1,296	1,296	1,294	1,292	1,289	1,286	1,282
紙パック	t/年	30	31	29	36	38	37	37	37	37	37	37	37
衣類・布類	t/年	562	565	605	714	691	681	681	680	678	677	675	673
紙類・衣類・布類以外	t/年	3,721	3,828	3,913	4,192	5,241	5,340	5,394	5,438	5,480	5,521	5,562	5,599
	g/人・日	83.9	84.9	85.6	90.8	112.4	114.3	114.8	115.3	115.9	116.4	116.9	117.4
ビン	t/年	1,019	1,021	1,038	1,092	1,052	1,078	1,090	1,101	1,111	1,121	1,131	1,140
カン	t/年	364	348	355	422	410	420	425	429	433	437	441	444
ペットボトル	t/年	0	0	0	178	295	302	306	309	312	314	317	320
資源プラスチック	t/年	2,173	2,318	2,351	2,307	2,163	2,216	2,242	2,263	2,284	2,305	2,325	2,344
せん定枝	t/年	165	141	169	193	1,321	1,324	1,331	1,336	1,340	1,344	1,348	1,351
資源 (拠点収集)	t/年	362	381	373	281	268	274	277	279	283	285	288	292
	g/人・日	8.2	8.5	8.2	6.1	5.7	5.9	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1
給食残さ	t/年	96	97	86	61	93	95	96	97	98	99	100	101
たい肥化生ごみ	t/年	38	48	46	63	48	49	50	50	51	51	52	52
陶磁器	t/年	26	21	26	26	25	26	26	26	26	27	27	27
金物類	t/年	23	20	22	20	20	20	21	21	21	21	21	22
危険物	t/年	62	66	60	35	34	35	35	36	36	36	37	37
使い捨てライター	t/年	0	0	5	33	31	32	32	32	33	33	33	34
小型家電	t/年	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7
ぬいぐるみ・かばん・くつ等	t/年	24	22	25	9	9	9	9	9	10	10	10	10
食用油等	t/年	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ペットボトル	t/年	85	100	96	26	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,202	10,259	10,299	10,336	10,370	10,402	10,430

表 5-11 推計結果のまとめ（焼却量，処理後のリサイクル率，埋立処分量）

焼却処理

排出量		実績					予測							
		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
搬入	焼却処理	t/年	18,302	19,086	19,792	18,742	17,807	17,891	17,961	18,006	18,047	18,084	18,116	18,144
	もやせるごみ	t/年	16,251	16,735	17,524	16,942	15,780	15,807	15,852	15,876	15,896	15,913	15,925	15,933
	ぬれ衣類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破砕施設処理残さ	t/年	2,051	2,351	2,268	1,800	2,027	2,085	2,109	2,130	2,151	2,172	2,191	2,211
搬出	チップ	t/年	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残さ(エコセメント化)	t/年	1,818	1,950	1,865	1,768	1,401	1,594	1,600	1,604	1,608	1,611	1,614	1,616
	灰鉄(処理困難物)	t/年	155	164	130	217	340	222	223	224	224	224	225	225

破砕・資源化

搬入	分別・破砕等	t/年	7,661	7,438	7,755	8,469	8,195	8,312	8,411	8,496	8,578	8,660	8,738	8,815
	チップ	t/年	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,817	1,831	1,844	1,857	1,869
	粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	1,105	1,137	1,169	1,200	1,232
	有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	45	45	45	45	45
	資源物	t/年	5,017	4,940	5,051	5,455	5,363	5,443	5,490	5,529	5,565	5,602	5,636	5,669
搬出	不燃(最終処分)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不燃系(処理困難物)	t/年	74	59	52	25	26	36	36	36	37	37	37	38
	有害ごみ資源化	t/年	41	43	44	46	43	44	45	45	45	45	45	45
	資源回収等 (再生利用(施設))	t/年	849	836	885	950	961	952	963	973	982	992	1,001	1,009
	資源物	t/年	4,422	4,149	4,251	5,415	5,138	5,028	5,087	5,138	5,188	5,238	5,285	5,332
	処理残さ	t/年	2,051	2,351	2,268	1,800	2,027	2,085	2,109	2,130	2,151	2,172	2,191	2,211

処理後のリサイクル率

処理後のリサイクル量	t/年	13,748	13,576	13,916	15,171	15,457	15,524	15,601	15,653	15,701	15,746	15,785	15,821
直接資源化	t/年	3,847	3,713	3,722	3,850	4,805	4,761	4,770	4,771	4,771	4,769	4,766	4,761
エコセメント化	t/年	1,818	1,950	1,865	1,768	1,401	1,594	1,600	1,604	1,608	1,611	1,614	1,616
処理後資源化	t/年	5,426	5,149	5,266	6,582	6,439	6,282	6,354	6,416	6,476	6,536	6,593	6,649
集団回収	t/年	2,657	2,764	3,063	2,971	2,812	2,888	2,877	2,862	2,846	2,830	2,812	2,794
処理後のリサイクル率	%	45.6	44.3	43.7	47.1	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	49.0	49.0

埋立最終処分量

最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
-------	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(4) 減量・資源化施策実施後の見通し

目標年度における目標値の内訳を表5-12に、減量・資源化施策実施後の見通しを表5-12から5-14に示します。

表5-12 目標値の内訳

ごみの種類	基準年度(令和3(2021)年度)	目標年度(令和10(2028)年度)
ごみ・資源物総排出量	617.4g/人・日	580.4g/人・日(▲37.0g/人・日)
もやせるごみ	283.5g/人・日	271.0g/人・日(▲12.5g/人・日)
水切りの徹底啓発による生ごみの削減	ごみの組成調査の結果より厨芥類が約48%含まれていることから、各世帯が1日に排出する生ごみの5%(6.8g)を啓発により減量を図ります。 市民1人が1日にはちみつ小さじ1杯分(約7g)の水分を削減することを考え、6.8g/人・日を削減します。	
食品ロスの削減による生ごみの削減	ごみの組成調査の結果より厨芥類(未利用食品)が約4%含まれていることから、市民1人が1日に排出する生ごみの20%(2.4g)を啓発により減量を図ります。 市民1人が1日にふりかけ小袋1袋程度(約2.5g)を食べ残さないことを考え、2.4g/人・日を削減します。	
分別徹底及び有価物地域回収事業(集団回収事業)の周知・啓発による紙類の削減	ごみの組成調査の結果より紙類(リサイクル可能なもの)は約6%含まれています。 分別の徹底はもちろん、減少傾向にある有価物地域回収量をさらに増加させるために、大規模集合住宅等の竣工前に団体に説明を実施し、継続して有価物地域回収事業(集団回収事業)への斡旋に取り組みます。 市民1人が1日に通常はがき1枚(約3g)を、もやせるごみとして排出せずに資源として排出することを考え、3.3g/人・日を削減します。	
もやせないごみ	37.0g/人・日	18.7g/人・日(▲18.3g/人・日)
簡易包装の推進、使い捨て商品の抑制	ごみの組成調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、不要な包装や使い捨て商品の購入を極力控えることにより、ライフスタイルの見直しを図ります。 各世帯が1日にプラスチック製フォーク・スプーン2本(8g)の購入・使用を控え、3.9g/人・日を削減します。	
分別の徹底による金物類の削減	ごみの組成調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、金物類の拠点回収事業の周知・啓発の徹底を図ります。 各世帯が2年間にフライパン1個(900g)を資源として排出することを考え、0.6g/人・日を削減します。	
分別の徹底による陶磁器の削減	ごみの組成調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、陶磁器の拠点回収事業の周知・啓発の徹底を図ります。 各世帯が1年間に茶碗2個(300g)を資源として排出することを考え、0.4g/人・日を削減します。	

分別の徹底による 小型家電の削減	ごみの組成調査の結果より資源として排出可能な品目が見られることから、使用済小型家電の拠点収集や、認定業者と連携協定を締結した宅配便による回収サービスの周知・啓発の徹底を図ります。 市民1人が4年間にデジタルカメラ1台(200g)を資源として排出することを考え、0.1g/人・日を削減します。	
分別の徹底による 小型家電の削減	令和6(2024)年度から資源プラスチックの一括収集を開始し、もやせないごみに含まれる製品プラスチックを削減・資源化を進めるため、分別等の周知・啓発を図ります。(例:1人が1週間にプラスチックハンガー2個(80g)を資源として排出した場合、11.4g/人・日削減になる。) もやせないごみに含まれるプラスチック資源は、過去の調査から13.3g/人・日を見込んでいます。	
粗大ごみ	22.8g/人・日	13.6g/人・日(▲9.2g/人・日)
リユース意識を誘 発する施策の展開 による削減	リサイクルショップ利用の促進や市報リサイクルコーナー等の活用促進によるリユース推進等の啓発と再利用の更なる意識啓発を図ります。 各世帯が1年間にプラスチック製衣装ケース1個(2.2kg)、炊飯器1個(2.8kg)、物干し竿2本(1.8kg)をリユース事業として排出することを考え、9.2g/人・日を削減します。	
有害ごみ	0.9g/人・日	0.8g/人・日(▲0.1g/人・日)
効果的な施策の実 施による削減	繰り返し使える電池やLED電球購入推進により減量を図ります。 市民1人が1年間に単3乾電池2個(36g)を削減することを考え、0.1g/人・日を削減します。	
事業系ごみ	7.04t/日	5.35t/日(▲1.69t/日)
効果的な啓発活動 による紙類の削減	収集運搬業許可業者に対する搬入検査を継続し、異物や資源物の分別指導を徹底するとともに、組成調査を実施し、その分析結果を収集運搬業許可業者に周知することにより、減量を図ります。 令和3(2021)年度の事業系ごみ7.04t/日の10%を削減することを考え、0.70t/日を削減します。	
効果的な啓発活動 による厨芥類の削 減	飲食系事業者に対する食品ロスに対して、広報を含めた対策を実施することにより、減量を図ります。 令和3(2021)年度の事業系ごみ7.04t/日の14%を削減することを考え、0.99t/日を削減します。	
処理後のリサイクル率	48.9%	49.7%(+0.9ポイント)
収集後の処理等の 工夫によるリサイ クル量の増加	もやせないごみ、粗大ごみについて、収集後、資源物の選別や資源化処理の推進、リユース事業の実施等中間処理の工夫により、処理後のリサイクル率が向上します。	
焼却量	17,807t	16,863t(▲944t)
収集後の処理等の 工夫による搬出量 への削減	もやせるごみの減量施策を進めるとともに、もやせないごみ、粗大ごみについて、収集後、資源物の選別や資源化処理の推進、リユース事業の実施等中間処理の工夫により、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への搬出量を削減します。	
埋立処分量	0t	0t
埋立ゼロの継続	二ツ塚処分場(日の出町)延命化のため、引き続き民間再資源化施設への不燃物の処理委託を行い、埋立ゼロを継続します。	

表5-13 減量・資源化施策実施後の見通し（排出量）

排出量		実績					予測							
		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
人口		121,569	123,489	124,962	126,432	127,715	128,011	128,691	129,153	129,577	129,973	130,318	130,630	
家庭系ごみ	t/年	25,076	25,071	25,612	26,955	26,210	26,319	26,498	26,359	26,213	26,058	25,893	25,720	
	g/人・日	620.1	618.7	628.5	634.1	617.4	618.1	618.1	610.5	602.9	595.4	587.9	580.4	
	もやせるごみ	t/年	13,810	13,920	14,135	14,636	13,210	13,246	13,317	13,247	13,172	13,093	13,009	12,921
		g/人・日	311.2	308.8	309.1	317.2	283.5	283.5	283.5	281.0	278.5	276.0	273.5	271.0
	もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,122	1,066	1,008	950	892
		g/人・日	38.6	35.4	37.4	40.4	37.0	38.2	38.4	23.8	22.5	21.3	20.0	18.7
	粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	989	905	820	735	648
		g/人・日	19.6	19.1	20.8	23.9	22.8	22.2	22.8	21.0	19.1	17.3	15.4	13.6
	有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	43	42	41	39	38
		g/人・日	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
資源	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,204	10,260	10,958	11,028	11,096	11,160	11,221	
	g/人・日	194.7	192.0	191.8	201.6	218.1	218.4	218.4	232.5	233.2	233.9	234.6	235.3	
事業系ごみ	t/年	2,441	2,815	3,134	2,306	2,570	2,561	2,536	2,419	2,303	2,186	2,069	1,953	
	g/人・日	55.0	62.5	68.5	50.0	55.1	54.8	54.0	51.3	48.7	46.1	43.5	41.0	
	t/日	6.69	7.71	8.56	6.32	7.04	7.02	6.95	6.63	6.31	5.99	5.67	5.35	

項目別

もやせるごみ	t/年	16,251	16,735	17,269	16,942	15,780	15,807	15,852	15,666	15,474	15,279	15,079	14,874
	g/人・日	366.2	371.3	377.6	367.1	338.6	338.3	337.5	332.3	327.2	322.1	317.0	312.0
もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,122	1,066	1,008	950	892
	g/人・日	38.6	35.4	37.4	40.4	37.0	38.2	38.4	23.8	22.5	21.3	20.0	18.7
粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	989	905	820	735	648
	g/人・日	19.6	19.1	20.8	23.9	22.8	22.2	22.8	21.0	19.1	17.3	15.4	13.6
有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	43	42	41	39	38
	g/人・日	0.9	1.0	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
資源物	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,204	10,260	10,958	11,028	11,096	11,160	11,221
	g/人・日	194.7	192.0	191.8	201.6	218.1	218.4	218.4	232.5	233.2	233.9	234.6	235.3
集団回収	t/年	2,657	2,764	3,063	2,971	2,812	2,888	2,877	2,862	2,846	2,830	2,812	2,794
	g/人・日	59.9	61.3	67.0	64.4	60.3	61.8	61.3	60.7	60.2	59.6	59.1	58.6
ごみ・資源物量	t/年	30,174	30,650	31,809	32,232	31,592	31,768	31,910	31,640	31,361	31,074	30,775	30,467
	g/人・日	679.9	680.0	695.5	698.5	677.8	679.9	679.4	671.2	663.1	655.0	647.0	639.0

資源物内訳

紙類・衣類・布類	t/年	4,557	4,444	4,487	4,832	4,659	4,588	4,588	4,614	4,636	4,658	4,678	4,698
	g/人・日	102.7	98.6	98.1	104.7	99.9	98.2	97.7	97.9	98.0	98.2	98.4	98.5
新聞	t/年	419	364	326	294	301	296	296	298	300	302	304	305
雑誌・雑紙	t/年	2,519	2,467	2,461	2,489	2,313	2,278	2,278	2,293	2,307	2,321	2,333	2,346
ダンボール	t/年	1,027	1,017	1,066	1,299	1,316	1,296	1,296	1,305	1,313	1,320	1,328	1,335
紙パック	t/年	30	31	29	36	38	37	37	38	38	38	38	39
衣類・布類	t/年	562	565	605	714	691	681	681	680	678	677	675	673
紙類・衣類・布類以外	t/年	3,721	3,828	3,913	4,192	5,241	5,340	5,394	6,065	6,109	6,152	6,194	6,233
	g/人・日	83.9	84.9	85.6	90.8	112.4	114.3	114.8	128.6	129.2	129.7	130.2	130.7
ビン	t/年	1,019	1,021	1,038	1,092	1,052	1,078	1,090	1,101	1,111	1,121	1,131	1,140
カン	t/年	364	348	355	422	410	420	425	429	433	437	441	444
ペットボトル	t/年	0	0	0	178	295	302	306	309	312	314	317	320
資源プラスチック	t/年	2,173	2,318	2,351	2,307	2,163	2,216	2,242	2,890	2,913	2,936	2,957	2,978
せん定枝	t/年	165	141	169	193	1,321	1,324	1,331	1,336	1,340	1,344	1,348	1,351
資源（拠点収集）	t/年	362	381	373	281	268	274	277	279	283	285	288	292
	g/人・日	8.2	8.5	8.2	6.1	5.7	5.9	5.9	5.9	6.0	6.0	6.1	6.1
給食残さ	t/年	96	97	86	61	93	95	96	97	98	99	100	101
たい肥化生ごみ	t/年	38	48	46	63	48	49	50	50	51	51	52	52
陶磁器	t/年	26	21	26	26	25	26	26	26	26	27	27	27
金物類	t/年	23	20	22	20	20	20	21	21	21	21	21	22
危険物	t/年	62	66	60	35	34	35	35	36	36	36	37	37
使い捨てライター	t/年	0	0	5	33	31	32	32	32	33	33	33	34
小型家電	t/年	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	7
ぬいぐるみ・かばん・くつ等	t/年	24	22	25	9	9	9	9	9	10	10	10	10
食用油等	t/年	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ペットボトル	t/年	85	100	96	26	0	0	0	0	0	0	0	0
資源物 合計	t/年	8,640	8,653	8,773	9,305	10,168	10,202	10,259	10,958	11,028	11,095	11,160	11,223

表 5-14 減量・資源化施策実施後の見通し（焼却量，処理後のリサイクル率，埋立処分量）

焼却処理														
排出量		実績						予測						
		H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	
搬入	焼却処理	t/年	18,302	19,086	19,792	18,742	17,807	17,891	17,961	17,753	17,538	17,319	17,094	16,863
	もやせるごみ	t/年	16,251	16,735	17,524	16,942	15,780	15,807	15,852	15,666	15,474	15,279	15,079	14,874
	ぬれ衣類	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	破碎施設処理残さ	t/年	2,051	2,351	2,268	1,800	2,027	2,085	2,109	2,087	2,063	2,040	2,015	1,989
搬出	チップ	t/年	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却残さ(エコセメント化)	t/年	1,818	1,950	1,865	1,768	1,401	1,594	1,600	1,581	1,562	1,543	1,523	1,502
	灰鉄(処理困難物)	t/年	155	164	130	217	340	222	223	220	218	215	212	209
破碎・資源化														
搬入	分別・破碎等	t/年	7,661	7,438	7,755	8,469	8,195	8,312	8,411	8,320	8,228	8,133	8,034	7,933
	チップ	t/年	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	もやせないごみ	t/年	1,717	1,596	1,710	1,866	1,725	1,786	1,803	1,122	1,066	1,008	950	892
	粗大ごみ	t/年	868	859	950	1,102	1,064	1,039	1,073	989	905	820	735	648
	有害ごみ	t/年	41	43	44	46	43	44	45	43	42	41	39	38
	資源物	t/年	5,017	4,940	5,051	5,455	5,363	5,443	5,490	6,166	6,215	6,264	6,310	6,355
搬出	不燃(最終処分)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不燃系(処理困難物)	t/年	74	59	52	25	26	36	36	36	35	35	34	34
	有害ごみ資源化	t/年	41	43	44	46	43	44	45	43	42	41	39	38
	資源回収等 (再生利用(施設))	t/年	849	836	885	950	961	952	963	953	942	931	920	908
	資源物	t/年	4,422	4,149	4,251	5,415	5,138	5,028	5,087	5,033	4,977	4,919	4,860	4,798
処理残さ	t/年	2,051	2,351	2,268	1,800	2,027	2,085	2,109	2,087	2,063	2,040	2,015	1,989	
処理後のリサイクル率														
処理後のリサイクル量	t/年	13,748	13,576	13,916	15,171	15,457	15,524	15,601	15,521	15,435	15,346	15,251	15,151	
直接資源化	t/年	3,847	3,713	3,722	3,850	4,805	4,761	4,770	4,792	4,813	4,832	4,850	4,867	
エコセメント化	t/年	1,818	1,950	1,865	1,768	1,401	1,594	1,600	1,581	1,562	1,543	1,523	1,502	
処理後資源化	t/年	5,426	5,149	5,266	6,582	6,439	6,282	6,354	6,285	6,214	6,141	6,066	5,988	
集団回収	t/年	2,657	2,764	3,063	2,971	2,812	2,888	2,877	2,862	2,846	2,830	2,812	2,794	
処理後のリサイクル率	%	45.6	44.3	43.7	47.1	48.9	48.9	48.9	49.1	49.2	49.4	49.6	49.7	
埋立最終処分量														
最終処分量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料6. 用語の解説

	用 語	解 説
あ 行	浅川清流環境組合	日野市, 国分寺市, 小金井市の3市で可燃ごみ処理施設の設置及び運営等を共同して行うことを目的とした一部事務組合。
	生ビン	リターナブルビンともいう。返却, 詰め替えをすることによって, 何度も使用できるビンのこと。
	一般廃棄物	廃棄物処理法において定義されている廃棄物の区分で, 廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。一般廃棄物には, 一般家庭から排出される家庭系ごみや事業所等から排出される産業廃棄物に該当しない事業系ごみが含まれる。また, し尿や浄化槽汚泥等も含まれる。一般廃棄物の処理は市町村に責任があるとされている。
	一般廃棄物処理基本計画	市が長期的・総合的視点に立って, 計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり, ごみの排出の抑制及びごみの発生から処分に至るまでの, ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める計画。
	一般廃棄物処理実施計画	一般廃棄物処理基本計画に基づき, 一般廃棄物の排出の状況, 処理主体, 収集計画, 中間処理計画及び最終処分計画等を定めた計画。
	エコセメント	廃棄物を焼却した後に残る焼却灰を原料としてつくるセメント。日本産業規格(JIS)に定められた土木建築資材。
	汚泥	下水処理場, し尿処理場, 工場, 浄化槽等から発生する泥状の物質の総称をいう。
か 行	拡大生産者責任	生産者が, 自ら生産する製品等について, 資源の投入, 製品の生産・使用の段階だけでなく, 廃棄された後においても, 当該製品の適正な資源化や処分について一定の責任を負うという考え方。
	(仮称) リサイクルセンター施設整備基本計画	清掃センターを解体し, 跡地にもやせるごみ以外のごみ及び資源物の中間処理施設を整備するため必要となる基本的な事項を定めた計画。
	合併処理浄化槽	水洗トイレのし尿と合わせて生活雑排水を処理する浄化槽をいう。
	家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生する廃棄物をいう。
	カレットビン類	ビンを細かく砕いたものをいう。
	環境基本計画	環境基本法第15条の規定に基づき, 政府全体の環境保全に関する政策を総合的, 長期的に推進することを目的とし, 環境の保全を推進するために必要な事項を定める基本計画をいう。
	環境基本法	環境保全についての基本理念, 施策の基本事項を定める等, 環境政策の基本的な枠組を示した法律。
	拠点収集	公共施設等に設置した専用の回収ボックスに投入された資源物を収集する方法。
	公共下水道	市街地における下水を処理するために地方公共団体が管理する下水道をいう。終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがあり, 汚水を処理する排水施設の相当部分は地下に埋設した構造となる。

	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域等の公共の用に供される水域、あるいはこれに接続する水路等をいう。
	国分寺市総合ビジョン	本市のまちづくりの最上位計画。総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想である「国分寺市総合ビジョン」とその実現のための具体的な取組等を定めた「国分寺市総合ビジョン実行計画」で構成。
	戸別収集	戸建て住宅等それぞれの建物の敷地内に廃棄物、資源物の排出場所を設定し、収集する方法。
さ 行	災害廃棄物	地震や津波、火災などの災害に伴い発生する瓦礫などの廃棄物。災害により増える生活ごみや、避難所仮設トイレに溜まるし尿なども災害廃棄物に含まれる。
	最終処分	中間処理を行った廃棄物のうち、資源化できないものを埋立処分すること。
	事業系ごみ	事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物を「事業系ごみ」とする。 また、本市において「事業系ごみ」は、少量排出事業者分（事業系指定収集袋にて収集）と多量排出事業者分（主に収集運搬許可業者にて収集）に区分し取り扱っている。本計画では多量排出事業者が自ら又は収集運搬許可業者に委託して清掃センターに搬入するもやせるごみを「事業系ごみ」という。 少量排出事業者分については、家庭系ごみと合わせて収集、計量している。
	し尿	人体から排出される大便と小便及びトイレ洗浄水等の混合物をいう。
	収集運搬許可業者	市の許可を得て一般廃棄物の収集運搬を行う業者。
	循環型社会形成推進基本計画	「循環型社会形成推進基本法」に基づき国が策定した計画で、循環型社会形成に向けた数値目標や国、国民、事業者等の取り組みについて定めている。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、リサイクル等の循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
	循環型社会形成推進地域計画	廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを総合的に推進することを目的に「循環型社会形成推進交付金制度」を活用するため必要な計画。廃棄物処理施設（本市においては、新可燃ごみ処理施設や（仮称）リサイクルセンターが関係）の方向性を示すと共にごみ量やリサイクル率等の目標を設定し、廃棄物処理施設整備を図る。
	浄化槽	トイレの排水、台所の排水、お風呂の排水等の生活雑排水を浄化し、排水溝に流す仕組みのものを合併処理浄化槽といい、生活雑排水のうち、トイレの排水のみを浄化する仕組みのものを単独処理浄化槽という。単独処理浄化槽の設置は、浄化槽法に改正により平成13年4月より禁止されている。
	浄化槽汚泥	浄化槽において微生物が汚水を浄化する際に発生する老廃物や分解されない浮遊物質などの総称をいう。
	食品ロス	未利用食品残さや食べ残し等、食べられる状態にもかかわらず廃棄されてしまう食品のこと。

	食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。
	清掃指導員	不法投棄対策等のためのパトロールや立入検査、廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導を行う市の職員。
	せん定枝	公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくずをいう。
	組成分析調査	ごみ質や分別状況等の把握を目的として、ごみ、資源物がどのような組成であるかを分析すること。
た 行	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第2条により規定されている。塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCBの総称。主な発生源はごみ焼却とされている。強い発がん性を有している。
	中間処理	ごみを焼却したり、破碎したりしてごみを減量化（減容化）もしくは資源化処理を行うこと。
	厨芥類	家庭等の台所から出る野菜くずや食べ物の残りのこと。
	東京たま広域資源循環組合	東京都多摩地域の25市1町の自治体によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分、焼却残さ等の処理を広域的に行うことを目的として設置された一部事務組合。
は 行	廃棄物	廃棄物処理法第2条で規定された、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。廃棄物処理法とも省略されることも多い。
	廃棄物減量等推進委員会	市長から廃棄物減量等推進委員の委嘱を受けた者で構成し、市と協働して廃棄物減量等の推進に関する啓発活動を行う団体。
	搬入物検査	清掃センターに搬入された事業系ごみについて、異物混入の有無を確認すること。
	PDCAサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の頭文字をとったものであり、組織が環境方針及び環境負荷を低減する目的、目標を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを具体的に実行（Do）する。その結果を評価（Check）し、さらに次のステップを目指し、改善（Action）を行うこと。
	不法投棄	廃棄物処理法に違反して、廃棄物を投棄すること。

	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。
や 行	有価物地域回収事業（集団回収事業）	自治会、マンション管理組合、子ども会等の営利を目的としない20世帯以上で構成される団体が、紙類、布類、ビン、カン等の資源物を回収し、回収登録業者に引渡す事業。回収量に応じた奨励金を市から受けることができる。
	容器包装リサイクル協会	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の略称。「容器包装リサイクル法」に基づく分別基準に適合した資源プラスチックの再商品化等を行う。
ら 行	リサイクル率	<p>以下の式で算出した数値。</p> $(\text{資源物量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ} \cdot \text{資源物総量} + \text{集団回収量}) \times 100$ <p>分別して収集された資源物量、集団回収量の合計がごみ・資源物総量、集団回収量の合計に占める割合であり、市民の分別の推進状況が分かる指標。前計画では目標設定していたが、本計画においては他市との比較検証が可能な指標である「処理後のリサイクル率」として目標設定を行う。「処理後のリサイクル率」は、以下の式で算出した数値。</p> $(\text{直接資源化量} + \text{エコセメント化量} + \text{処理後資源化量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ} \cdot \text{資源物総量} + \text{集団回収量}) \times 100$ <p>直接資源化量、エコセメント化量、破碎処理施設における処理後に回収される資源化量、集団回収量の合計がごみ・資源物総量、集団回収量の合計に占める割合であり、本市の最終的な資源化状況が分かる指標。</p>

資料7. 一般廃棄物処理基本計画策定経過

(1) 国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会

① 令和5年度

委員名簿

氏名	選出区分	団体等
中間 久美	一般公募委員	
佐々木 香奈恵	〃	
◎堀川 祥生	識見を有する者	東京農工大学准教授
○ハッ藤 幸雄	〃	国分寺市廃棄物減量等推進委員会 委員
金谷 こずえ	消費者団体代表者	国分寺市消費者団体連絡会
岡本 達子	〃	〃
遊佐 孝行	集団資源回収団体代表者	西元町二丁目町会
森田 芳子	〃	内藤自治会
高松 明	〃	本多連合町会
谷田 徹成	商工団体等代表者	国分寺市商工会
横田 吉伸	〃	東京むさし農業協同組合
長嶋 行子	大規模小売店舗代表者	生活協同組合 コープみらい
辻 亜希子	国分寺市教育委員会の委員	

◎:会長, ○:副会長

審議経過

開催日	審議内容
令和5年 11月22日	「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」の改定(案)について
令和5年 12月22日	「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」の改定(案)について
令和6年 1月30日	「国分寺市一般廃棄物処理基本計画」の改定(案)について

(2) パブリック・コメント

期間	令和5年12月15日(金)から令和6年1月15日(月)
意見書数	5通(5件)

(3) 市民説明会

第1回	日時	令和5年12月16日(土)午前10時から午前11時
	会場	市役所 書庫棟 会議室
	参加者数	3人
第2回	日時	令和5年12月21日(木)午後7時から午後8時
	会場	市役所 書庫棟 会議室
	参加者数	2人



国分寺市一般廃棄物処理基本計画

発行者 国分寺市

〒185-0013 東京都国分寺市西恋ヶ窪3-33-3

電話 042-300-5300

編集 国分寺市 建設環境部 環境対策課

ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>